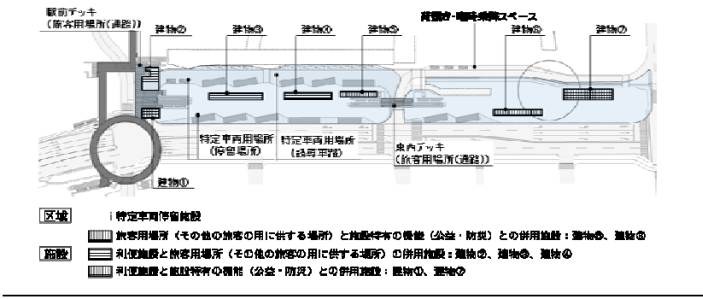
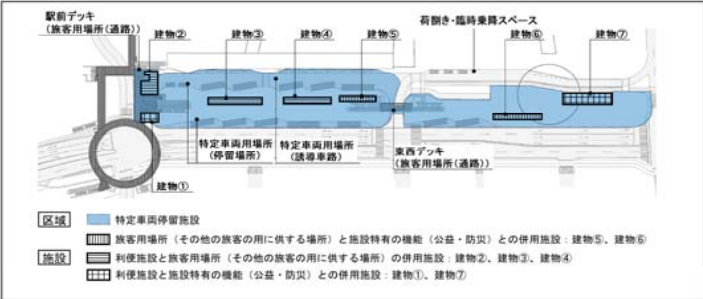


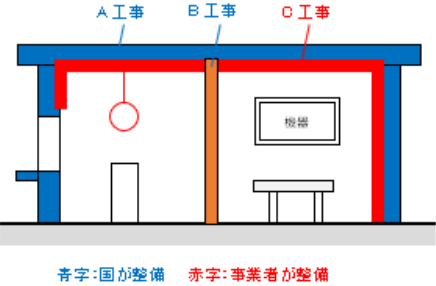
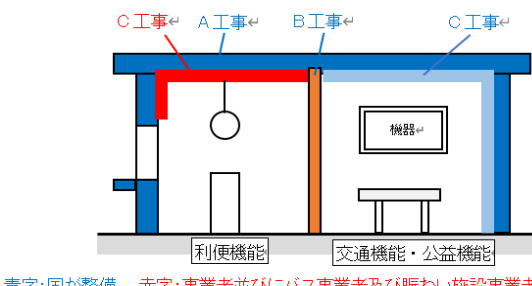
一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業の実施に関する方針等の訂正表

令和5年6月14日に公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 実施方針」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	実施方針(用語の定義)	－	－	本事業	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下、「PFI法」という。))に基づく特定事業。 <u>「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成される。</u>	<u>「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成する事業をいう。</u> バスターミナル運営等事業及び利便増進事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下、「PFI法」という。))に基づく特定事業の <u>対象とし、開業準備は、PFI法に基づく特定事業の対象外とする。</u>
2	実施方針(用語の定義)	－	－	開業準備	本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備及びその関連業務をいう。	本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備、 <u>計画書等の作成</u> 及びその関連業務をいう。
3	実施方針(用語の定義)	－	－	バスターミナル運営等事業	バスターミナルの <u>うち</u> 、特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業。	<u>本事業のうち</u> 、バスターミナルの特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
4	実施方針(用語の定義)	－	－	利便増進事業	本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と <u>費用</u> により実施する事業。	本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と <u>費用負担</u> により実施する事業をいう。
5	実施方針(用語の定義)	－	－	開業準備期間	事業者が開業準備を実施する内装整備期間をいい、基本協定の締結日から、 <u>運営権存続期間の開始</u> 日の前日までの期間。	事業者が開業準備を実施する内装整備、 <u>計画書等の作成及びその関連業務</u> の期間をいい、基本協定の締結日から <u>実施契約締結</u> 日の前日までの期間をいう。
6	実施方針(用語の定義)	－	－	運営権存続期間	事業者が運営権に基づきバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間をいい、 <u>実施契約の締結日から、運営権存続期間の終了日までの</u> 期間。	事業者が運営権に基づきバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間をいい、 <u>実施契約に基づく効力発生日を始期とし、当該効力発生日の30年後の応当日の属する事業年度の末日を終期とする期間をいう。</u>
7	実施方針(用語の定義)	－	－	事業期間	開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の事業期間。	開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の事業期間をいう。
8	実施方針(用語の定義)	－	－	ECI事業	「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備 <u>工事</u> 」及び「 <u>一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務</u> 」として、 <u>バスターミナルの設計・工事を行う事業(一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業)</u> 。「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」(以下、「品確法」という。))に基づく「技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)」 <u>で国が発注する。</u>	「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業」 <u>において</u> 、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」(以下、「品確法」という。))に基づく「技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)」 <u>により実施する「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」及び「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務」をいう。</u>
9	実施方針(用語の定義)	－	－	バスターミナル	特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペースを含む道路で構成 <u>される。</u>	特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペース、 <u>自転車置場・自転車道</u> を含む道路で構成 <u>する施設をいう。</u>
10	実施方針(用語の定義)	－	－	特定車両停留施設	<u>特定車両停留施設とは</u> 、「道路法(昭和27年法律第180号)」第2条第2項第8号の道路の附属物 <u>である。</u> バス・タクシー等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。本事業では近鉄四日市駅方面へ接続する駅前デッキ、東西の交通島を立体横断する東西間デッキ、バスシェルター、旅客の用に供する建築物による施設。特定車両用場所、旅客用場所 <u>及び</u> その他設備で構成される。	「道路法(昭和27年法律第180号)」第2条第2項第8号の道路の附属物 <u>に該当する施設をいう。</u> バス・タクシー等の事業者専用の停留施設 <u>であり</u> 、道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。本事業では近鉄四日市駅方面へ接続する駅前デッキ、東西の交通島を立体横断する東西間デッキ、バスシェルター、旅客の用に供する建築物による施設 <u>であり</u> 、特定車両用場所、旅客用場所(<u>利便施設含む</u>)、その他設備 <u>及び施設特有の機能</u> で構成される。
11	実施方針(用語の定義)	－	－	運営権設定対象施設	バスターミナル内の施設のうち、運営権を設定する施設をいう。本事業では特定車両停留施設 <u>内の全ての施設が運営権設定対象施設となる。</u>	バスターミナル内の施設のうち、運営権を設定する施設をいう。本事業では特定車両停留施設のうち、 <u>本事業の運営権設定対象外施設(4.2 本事業の対象施設 表3 本事業の運営権設定対象外施設)を除く全ての施設とする。</u>
12	実施方針(用語の定義)	－	－	特定車両用場所	特定車両停留施設のうち、誘導車路、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。	特定車両停留施設のうち、誘導車路、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所をいう。
13	実施方針(用語の定義)	－	－	旅客用場所	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客の用に供する場所。乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所で構成される。	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客の用に供する場所をいう。乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所で構成される。
14	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	その他設備	－	<u>その他設備</u>
15	実施方針(用語の定義)	－	－	その他設備	－	<u>特定車両停留施設に設置される排水設備、換気設備等の設備機器等をいう。</u>
16	実施方針(用語の定義)	－	－	利便施設	旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設(店舗)、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と <u>費用</u> により運営等を行う道路占用物をいう。	旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設(店舗)、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と <u>費用負担</u> により運営等を行う道路占用物をいう。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
17	実施方針(用語の定義)	—	—	設計・施工関与	事業者はECI事業にて実施するバスターミナル全般への設計・施工関与を目的として、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する事業者として、設計図書等の内容確認、施工段階の内容確認、設計協議会・現場定例会等への参加や意見、提案を行う <u>ことができる</u> 。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。	バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する事業者として、 <u>ECI事業にて実施するバスターミナル</u> の設計図書等の内容確認、施工段階の内容確認、設計協議会・現場定例会等への参加や意見、提案を行う <u>ことをいう</u> 。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。
18	実施方針(用語の定義)	—	—	内装整備	特定車両停留施設に入居する <u>事業者、バス事業者、賑わい施設事業者</u> が運営を実施するにあたり、 <u>C工事</u> として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理 <u>のこと</u> 。	特定車両停留施設に入居する <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> が運営を実施するにあたり、 <u>C工事(利便機能を対象)</u> として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理 <u>をいう</u> 。
19	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	民間事業者	<u>民間事業者</u>	<u>削除</u>
20	実施方針(用語の定義)	—	—	民間事業者	<u>一般的な民間事業者。</u>	<u>削除</u>
21	実施方針(用語の定義)	—	—	応募者	本事業に応募する民間事業者。 <u>開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ</u> 。	本事業に応募する民間事業者 <u>をいう</u> 。 <u>削除</u>
22	実施方針(用語の定義)	—	—	特定者	<u>外部</u> 有識者 <u>会議</u> による審査を受け、国により選定された民間事業者。	有識者 <u>等委員会</u> による審査を受け、国により選定された民間事業者 <u>をいう</u> 。
23	実施方針(用語の定義)	—	—	事業者	本事業の実施に際して、 <u>国によって選定され、</u> 国との間で基本協定 <u>及び実施契約</u> を締結する <u>単独の企業又は企業グループをいう</u> 。なお、 <u>契約の相手方は、本事業の実施のみを目的として設立された特別目的会社(SPC(Special Purpose Company)) (以下、「SPC」という。)を基本とする。ただし、SPCを設立しない場合は、共同企業体若しくは単独の企業と契約等を締結する。</u>	本事業に <u>関して、</u> 国との間で基本協定 <u>削除</u> を締結した <u>特定者をいう</u> 。 <u>削除</u>
24	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	SPC	—	<u>SPC</u>
25	実施方針(用語の定義)	—	—	SPC	—	<u>本事業の実施のみを目的として設立された特別目的会社(Special Purpose Company)をいう。</u>
26	実施方針(用語の定義)	—	—	バス運行事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者。	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者 <u>をいう</u> 。
27	実施方針(用語の定義)	—	—	バス事業者	特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。	特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者 <u>をいう</u> 。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。
28	実施方針(用語の定義)	—	—	賑わい施設事業者	利便施設として、飲食・物販施設(店舗)を運営する民間事業者。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。	利便施設として、飲食・物販施設(店舗)を運営する民間事業者 <u>をいう</u> 。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。
29	実施方針(用語の定義)	—	—	タクシー事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者。	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者 <u>をいう</u> 。
30	実施方針(用語の定義)	—	—	国	国土交通省中部地方整備局。	国土交通省中部地方整備局 <u>をいう</u> 。
31	実施方針(用語の定義)	—	—	市	四日市市。	四日市市 <u>をいう</u> 。
32	実施方針(用語の定義)	—	—	運営権	運営権設定対象施設を対象として事業者に対して設定する公共施設等運営権(PFI法第2条第7項で定義するものをいう。)	運営権設定対象施設を対象として事業者に対して設定する公共施設等運営権(PFI法第2条第7項で定義するものをいう。) <u>をいう</u> 。
33	実施方針(用語の定義)	—	—	大規模修繕	<u>本業務では、大規模修繕は事業の対象外とする。大規模修繕とは下記に記載の内容とする。</u> (土木):舗装の補修(オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法)、区画線・標識等の修繕 <u>をいう</u> 。 (建築):建築の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕 <u>をいう</u> 。 (電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕 <u>をいう</u> 。 (機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕 <u>をいう</u> 。	<u>以下に記載の内容をいう。本事業の対象外とする。</u> (土木):舗装の補修(オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法)、区画線・標識等の修繕。 <u>削除</u> (建築):建築の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕 <u>削除</u> 。 (電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕 <u>削除</u> 。 (機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕 <u>削除</u> 。
34	実施方針(用語の定義)	—	—	総括代理人	本事業の総括を行う者。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する。	本事業の総括を行う者 <u>をいう</u> 。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する。
35	実施方針(用語の定義)	—	—	中央通り再編関係者調整会議	市の中央通りや近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場整備その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者、交通関係者、商工関係者、市民および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行うことを目的とした会議。事務局は市。なお、中央通り再編にかかるデザインの検討を行うデザインワーキンググループを同会議内に設置している。	市の中央通りや近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場整備その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者、交通関係者、商工関係者、市民および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行うことを目的とした会議 <u>をいう</u> 。事務局は市 <u>である</u> 。なお、中央通り再編にかかるデザインの検討を行うデザインワーキンググループを同会議内に設置している。
36	実施方針(用語の定義)	—	—	近鉄四日市駅バスターミナル検討部会	有識者、交通関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の具体化を図ることを目的とした会議。国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び市が事務局。	有識者、交通関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の具体化を図ることを目的とした会議 <u>をいう</u> 。国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び市が事務局 <u>である</u> 。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
37	実施方針(用語の定義)	—	—	近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画	近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針を踏まえ、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会において検討し、バスターミナルの基本目標、区域・施設配置の概要、整備効果等についてとりまとめた整備計画。 <u>国土交通省・三重県・市が策定。</u>	近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針を踏まえ、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会において検討し、 <u>国・三重県・市が策定した</u> 、バスターミナルの基本目標、区域・施設配置の概要、整備効果等についてとりまとめた整備計画 <u>をいう。</u>
38	実施方針(用語の定義)	—	—	中央通り再編基本計画	近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積による『居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの形成』に向けて、中央通り再編関係者調整会議において検討し、近鉄四日市駅周辺等整備事業の推進を図る基本計画。 <u>市が策定。</u>	近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積による『居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの形成』に向けて、中央通り再編関係者調整会議において検討し、 <u>市が策定した</u> 近鉄四日市駅周辺等整備事業の推進を図る基本計画 <u>をいう。</u>
39	実施方針(用語の定義)	—	—	近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務	近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事を行うため、品確法に基づく「技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)」で市が発注した業務 <u>(以下、「市のECI事業」という。)</u> 。 <u>本</u> バスターミナルは同事業の駅東側直線デッキ・駅東側円形デッキと接続する。	近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事を行うため、品確法に基づく「技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)」で市が発注した業務 <u>削除をいう。</u> バスターミナルは同事業の駅東側直線デッキ・駅東側円形デッキと接続する。
40	実施方針(用語の定義)	—	—	地下駐車場	<u>くすの木パーキング</u>	<u>地下駐車場</u>
41	実施方針(用語の定義)	—	—	地下駐車場	本事業地の地下に設置されている <u>地下駐車場</u> 。 <u>(以下、地下駐車場とする)</u> バスターミナル内には地下 <u>駐車場</u> への車両進入路が設置される他、歩行者用の階段やエレベーターが設置される。地下駐車場への地下進入路は本事業の対象外。	本事業地の地下に設置されている <u>くすの木パーキングをいう</u> 。バスターミナル内には地下への車両進入路が設置される他、歩行者用の階段やエレベーターが設置される。地下駐車場への地下進入路は本事業の対象外 <u>である。</u>
42	実施方針(用語の定義)	—	—	観光案内所	バスターミナル内の施設に入居する <u>が</u> 、本事業とは別途、市(もしくは観光協会) <u>が</u> 直接内装整備及び運営・維持管理を行う。	バスターミナル内の施設に入居する <u>観光案内を行う場所をいう</u> 。本事業とは別途、市もしくは <u>四日市</u> 観光協会が直接内装整備及び運営・維持管理を行う。
43	実施方針(用語の定義)	—	—	実施方針等	主に実施方針と要求水準書(案)で構成される一式資料 <u>のこと</u> 。実施方針は別紙1 リスク分担表 <u>(案)</u> 、様式1 実施方針等に関する質問書・意見書、様式2 個別対話申込書、参考資料 <u>1</u> 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画より構成される。要求水準書(案)及び添付資料1～10より構成される。	主に実施方針と要求水準書(案)で構成される一式資料 <u>をいう</u> 。実施方針は、 <u>実施方針及び別紙1</u> リスク分担表 <u>削除</u> 、様式1 実施方針等に関する質問書・意見書、様式2 個別対話申込書、参考資料 <u>削除</u> 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画より構成される。 <u>要求水準書(案)は</u> 、要求水準書(案)及び添付資料1～10より構成される。
44	実施方針(用語の定義)	—	—	—	特定車両停留施設については、 <u>下記もご参照ください。</u>	特定車両停留施設については、 <u>以下も参照すること。</u>
45	用語の定義(イメージ図)	—	—	用語の定義(イメージ図)		
46	実施方針(本文)	1	10	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (2) 公共施設等の管理者等	(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 中部地方整備局長 <u>稲田 雅裕</u>)	(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 中部地方整備局長 <u>佐藤 寿延</u>)
47	実施方針(本文)	1	13	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (3) 事業に供される公共施設の種類の	・道路法(昭和27年法律第180号) <u>11</u> (以下、「道路法」という。)上の道路の附属物(特定車両停留施設) ・ <u>道路法上の道路(運営権設定対象施設として特定車両停留施設と一体で設定する道路)</u>	・道路法(昭和27年法律第180号。以下、「道路法」という。)上の道路の附属物(特定車両停留施設) <u>削除</u>
48	実施方針(本文)	1	17	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (4) 事業目的	バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う集約型公共交通ターミナル(バスタ)の整備・マネジメントを行い、地域における課題を解決するとともに、みち・えき・まちが一体となった新たな空間を官民連携により創出して、道路ネットワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組として現在 <u>国</u> で推進している事業である。	バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う集約型公共交通ターミナル(バスタ)の整備・マネジメントを行い、地域における課題を解決するとともに、みち・えき・まちが一体となった新たな空間を官民連携により創出して、道路ネットワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組として現在 <u>国土交通省</u> で推進している事業である。
49	実施方針(本文)	1	25	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (4) 事業目的	このような状況を踏まえ、 <u>国</u> ではバスタプロジェクトとして近鉄四日市駅周辺における交通結節機能の強化や公共交通等の利便性向上を図るため、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」を策定し、関係機関との調整を行い機能配置、デザイン検討、運用方法等の具体化を図ってきた。	このような状況を踏まえ、 <u>国土交通省</u> ではバスタプロジェクトとして近鉄四日市駅周辺における交通結節機能の強化や公共交通等の利便性向上を図るため、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」を策定し、関係機関との調整を行い機能配置、デザイン検討、運用方法等の具体化を図ってきた。
50	実施方針(本文)	1	29	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (4) 事業目的	本事業は、これらの検討を踏まえ国が整備する近鉄四日市駅周辺における交通結節点(バスターミナル)について、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、交通結節点(<u>バスターミナル</u>)の効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。	本事業は、これらの検討を踏まえ国が整備する近鉄四日市駅周辺における交通結節点(バスターミナル)について、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、交通結節点 <u>である</u> バスターミナルの効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。
51	実施方針(本文)	1	41	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (5) 事業方式	そのほか、 <u>事業者・バス事業者・賑わい施設事業者</u> が自らの責任と <u>費用</u> により運営する施設の内装整備を行うものとする。	そのほか、 <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> が自らの責任と <u>費用負担</u> により運営する施設の内装整備を行うものとする。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
52	実施方針(本文)	1	46	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲	本事業の範囲は、 <u>以下のとおりとする。なお、本事業では、</u> 開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業 <u>を実施する。</u>	本事業の範囲は、 <u>削除</u> 開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業 <u>とする。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業は、PFI法に基づく特定事業の対象とする。開業準備は、PFI法に基づく特定事業の対象外であり、国と特定者との間で締結する基本協定に基づき実施する。</u>
53	実施方針(本文)	2	2	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 a) 開業準備	<u>・バス事業者・賑わい施設事業者</u> がテナント入居するために必要となる、内装整備及びその関連業務を行う。 ・事業者は、A工事及びB工事以外の工事(以下、「C工事」という。) <u>及び機器・仕器の持ち込み</u> を自らの費用で設計・施工するものとする。 <u>設計・施工の工事区分に関する詳細は、募集要項等公表時に示す【添付資料4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。</u> ・ <u>また、</u> 事業者は、バスターミナル運営等事業の実施にあたり、ECI事業の設計・施工に関与でき、国に意見、提案ができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。	<u>・事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者が、</u> テナント入居するために必要となる内装整備及びその関連業務を行う。 ・事業者は、 <u>募集要項等公表時に示す【添付資料4】「設計・施工工事区分表」に従い、内装整備を実施すること。</u> A工事及びB工事以外の工事(以下、「C工事」という。)について、 <u>利便機能</u> は自らの費用 <u>負担</u> で設計・施工するものとする。 <u>なお、仕器・備品については募集要項等公表時に示す。</u> ・事業者は、バスターミナル運営等事業の実施にあたり、ECI事業の設計・施工に関与でき、国に意見、提案ができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。
54	実施方針(本文)	2	-	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 a) 開業準備		
55	実施方針(本文)	2	14	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 a) 開業準備	-	<u>図1 工事区分のイメージ</u>
56	実施方針(本文)	2	28	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 b) バスターミナル運営等事業 ① 維持管理業務	・設備等更新業務 (<u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> の追加整備部分)	・設備等更新業務 (<u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> の追加整備部分)
57	実施方針(本文)	2	40	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 b) バスターミナル運営等事業 ② 運営業務	・バス便の移行調整業務(会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等)	・バス便・ <u>タクシー</u> の移行調整業務(会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等)
58	実施方針(本文)	3	1	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 b) バスターミナル運営等事業 ② 運営業務	・その他関連業務(供用約款の策定、広報活動、近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等)	・その他関連業務(供用約款の策定、広報活動、 <u>「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」への参加、</u> 近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加、 <u>事業実施状況報告会への協力等</u>)
59	実施方針(本文)	3	6	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 c) 利便増進事業	事業者及び賑わい施設事業者は、本事業の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と <u>費用</u> により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。	事業者及び賑わい施設事業者は、本事業の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と <u>費用負担</u> により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。
60	実施方針(本文)	3	14	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 c) 利便増進事業	・事業者 <u>等が必要と考え、</u> 任意で行う事業・業務	・事業者 <u>削除が削除</u> 任意で行う事業・業務
61	実施方針(本文)	3	16	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (6) 事業範囲 c) 利便増進事業	なお、 <u>事業者は、原則として、毎年度、</u> 占用料を国に納付するものとする。	なお、 <u>削除</u> 占用料は0円とする。
62	実施方針(本文)	3	19	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (7) 荷捌き・臨時バス乗降スペースの取扱い	平時の荷捌き・臨時バス乗降スペースは、荷捌きを目的として市が運用する。ただし、災害発生時等の緊急時においては、必要に応じて臨時のバス乗降スペースとして使用することができる。荷捌き・臨時バス乗降スペースの緊急時の運用の詳細については、国、市及び事業者が協議して定めるものとする。	平時の荷捌き・臨時バス乗降スペースは、荷捌きを目的として市が運用する。ただし、災害発生時等の緊急時においては、 <u>国及び事業者が必要に応じて</u> 臨時のバス乗降スペースとして使用することができる。荷捌き・臨時バス乗降スペースの緊急時の運用の詳細については、国、市及び事業者が協議して定めるものとする。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
63	実施方針(本文)	3	25	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (8) 事業期間	本事業の事業期間のうち、運営権存続期間は30年間とする。 本事業は、事業者が開業準備を実施する期間(以下、「開業準備期間」という。)及び事業者が運営権に基づき、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間(以下、「運営権存続期間」という。)で構成される。 開業準備期間は、基本協定の締結後、内装整備が完了し、入居が可能となる日までとする。運営権存続期間は、実施契約の締結日から本事業が終了するまでとする。	事業期間は、事業者が開業準備を実施する「開業準備期間」と、運営権に基づいてバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する「運営権存続期間」で構成される。 開業準備期間は、基本協定の締結日から実施契約締結日の前日までとする。運営権存続期間は、実施契約に基づく効力発生日を始期とし、当該効力発生日の30年後の応当日の属する事業年度の末日を終期とする。
64	実施方針(本文)	3	34	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (8) 事業期間	図 事業スケジュール	図2 事業スケジュール
65	実施方針(本文)	4	11	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (10) 事業者の収入 a) 停留料金の設定及び収受	事業者は、道路法第48条の35第2項に基づき、自らの経営判断により、下記の条件を充足する範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定する。	事業者は、道路法第48条の35第2項に基づき、自らの経営判断により、以下の条件を充足する範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定する。
66	実施方針(本文)	4	11	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (10) 事業者の収入 a) 停留料金の設定及び収受	なお、事業者は、実施契約締結後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金の設定について、国に届出を行うこと。	なお、事業者は、運営権の設定後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金の設定について、国に届出を行うこと。
67	実施方針(本文)	4	43	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (11) 費用負担	図 サービス購入料の構成のイメージ	図3 サービス購入料の構成のイメージ
68	実施方針(本文)	5	24	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (12) 事業者による運営の結果生じる収益等の帰属	図 プロフィット・ロスシェアリングのイメージ	図4 プロフィット・ロスシェアリングのイメージ
69	実施方針(本文)	5	33	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (14) 更新投資の取扱い	事業者は、運営権設定対象施設について、運営権存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、運営権設定対象施設の更新投資をすることができる。	事業者は、運営権設定対象施設について、運営権存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用負担により、運営権設定対象施設の更新投資をすることができる。
70	実施方針(本文)	5	47	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (15) 本事業の実施に関する協定等 a) 基本協定	国は、事業者との間で、本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書(案)は、募集要項公表時に示す予定である。	国は、特定者との間で、本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書(案)は、募集要項等公表時に示す。
71	実施方針(本文)	5	51	1.1 特定事業の事業内容に関する事項 (15) 本事業の実施に関する協定等 b) 実施契約	国は、基本協定の定めるところにより、事業者との間で実施契約を締結する予定である。事業者は、当該実施契約に基づいて本事業を実施する。なお、実施契約書(案)は、募集要項公表時に示す予定である。	国は、基本協定の定めるところにより、事業者との間で実施契約を締結する予定である。事業者は、当該実施契約に基づいてバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する。なお、実施契約書(案)は、募集要項等公表時に示す。
72	実施方針(本文)	7	27	2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項 (2) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答の公表 c) 提出方法	質問・意見を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書・意見書」(様式第1号)に必要な事項を記入の上、8.4に記載の問合せ先にE-mailで提出すること(文書形式はMicrosoft-Excelとする)。	質問・意見を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書・意見書」(様式第1号)に必要な事項を記入の上、8.4に記載の問合せ先削除先にE-mailで提出すること(文書形式はMicrosoft-Excelとする)。
73	実施方針(本文)	7	35	2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項 (2) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答の公表 d) 質問・意見の回答公表	公表は令和5年7月にホームページにおいて行う予定であり、個別の回答は行わないものとする。	公表は令和5年9月にホームページにおいて行う予定であり、個別の回答は行わないものとする。
74	実施方針(本文)	8	9	2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項 (3) 対話の実施 e) 対話の結果公表	公表は令和5年7月にホームページにおいて行う予定である。	公表は令和5年9月にホームページにおいて行う予定である。
75	実施方針(本文)	8	36	2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項 (5) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表 b) 回答の公表	募集要項等の内容に関する質問に対する回答の公表方法等は、募集要項等の公表時に示す。	募集要項等の内容に関する質問に対する回答の公表方法等は、募集要項等削除公表時に示す。
76	実施方針(本文)	8	49	2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項 (11) 基本協定の締結	事業者は、基本協定書(案)に基づき、速やかに国と本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結しなければならない。	特定者は、基本協定書(案)に基づき、速やかに国と本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結しなければならない。
77	実施方針(本文)	9	4	2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項 (12) SPCの設立等	なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。SPCを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。	なお、単体企業(以下「応募企業削除」という。)が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。削除

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
78	実施方針(本文)	9	8	2.2 民間事業者の募集及び選定の 手順に関する事項 (12) SPCの設立等	ウ 応募企業又は <u>応募グループ全ての構成員</u> が本事業の基本協定締結後、毎年公 認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の 写しを提出し、監査報告できること。	ウ 応募企業 <u>削除</u> が本事業の基本協定締結後、毎年公認会計士又は監査能力のあ る第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告でき ること。
79	実施方針(本文)	9	18	2.2 民間事業者の募集及び選定の 手順に関する事項 (14) 実施契約の締結	基本協定に従い、国と事業者は、バスターミナル運営等事業、利便増進事業につい て包括的かつ詳細に規定する実施契約を締結する。なお、国は、実施契約書(案)の 修正には、原則として応じない。ただし、ECI事業の設計・施工関与を踏まえ <u>た実施契 約書(案)の修正について</u> 、事業者から申し出があった場合は協議の上で見直しを行 うことがある。	基本協定に従い、国と事業者は、バスターミナル運営等事業、利便増進事業につい て包括的かつ詳細に規定する実施契約を締結する。なお、国は、実施契約書(案)の 修正には、原則として応じない。ただし、ECI事業の設計・施工関与を踏まえ、事業者 から申し出があった場合は、 <u>協議</u> の上で <u>実施契約書(案)</u> の見直しを行うことがある。
80	実施方針(本文)	9	28	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (1) 応募者の構成	ア 応募者は、1.1.(6)事業範囲に掲げる業務を実施する予定の <u>単体企業(以下「応 募企業」という。)</u> 又は複数の企業 <u>によって構成されるグループ(以下「応募グループ」 という。)</u> とする。	ア 応募者は、1.1.(6)事業範囲に掲げる業務を実施する予定の <u>削除</u> 応募企業又は 複数の企業 <u>で構成する</u> 応募グループ <u>削除</u> とする。
81	実施方針(本文)	9	30	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (1) 応募者の構成	イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)の 名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループに あつては、構成企業から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、 構成企業は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業 が応募手続を行うこととする。	イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業(以下「構成企業」) <u>(SPCに出 資する企業)又は「協力企業」(SPCに出資しない企業)</u> という。)の名称及び本事業の 遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあつては、構成企業 から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、 <u>代表企業を除く</u> 構成 企業は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を <u>代表企業へ</u> 提出し、当該代 表企業が応募手続を行うこととする。
82	実施方針(本文)	9	36	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (1) 応募者の構成	ウ SPCを設立する場合、応募企業又は構成企業は、事業者に出資して事業者の株 主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株 式」という。)すべての割当てを受けるものとする。	ウ SPCを設立する場合、応募企業又は構成企業は、事業者に出資して事業者の株 主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式(以下「本議決権株 式」という。)すべての割当てを受けるものとする。 <u>なお、代表企業の本議決権株式保 有割合が株主中唯一最大となるようにするものとする。</u>
83	実施方針(本文)	9	40	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (1) 応募者の構成	エ SPCを設立する場合、本事業に係る業務は、SPCから応募企業、構成企業又は 協力企業 <u>(応募グループのうちSPCに出資しない企業)</u> に委託する <u>ことができ</u> 、参加 表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる 業務を明記するものとする。	エ SPCを設立する場合、本事業に係る業務は、SPCから応募企業、構成企業又は 協力企業に委託する <u>ものとし</u> 、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力 企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。
84	実施方針(本文)	9	43	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (1) 応募者の構成	－	オ 応募企業、構成企業又は協力企業は、運営業務のうちの「料金徴取業務」、「危 機管理対応業務」、「バス便・タクシーの移行調整業務」、「その他関連業務のうち、供 用約款の策定」について、再委託できないものとする。
85	実施方針(本文)	9	46	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (1) 応募者の構成	<u>オ</u> 提案書の提出以降、 <u>応募企業</u> 、代表企業 <u>及び構成企業</u> の変更は認めない。ただ し、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国 がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は 構成企業が以下に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成 企業を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合 は、国に速やかに通知しなければならない。	<u>カ</u> 提案書の提出以降、代表企業の変更は認めない。ただし、 <u>代表企業を除く</u> 構成 企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事 情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は構成企 業が以下に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成企業を支 配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、国に速 やかに通知しなければならない。
86	実施方針(本文)	10	4	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (2) 応募企業、構成企業に共通の 参加資格	イ PFI法 <u>(平成11年法律第117号)</u> 第9条の規定に該当しない者であること。	イ PFI法 <u>削除</u> 第9条の規定に該当しない者であること。
87	実施方針(本文)	10	25	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (2) 応募企業、構成企業に共通の 参加資格	ケ 上記キ及びクに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用してい ないこと。	<u>削除</u>
88	実施方針(本文)	10	28	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (3) 各業務に携わる企業に求める 要件 a) 維持管理業務に携わる企業	維持管理業務を実施する者は、次のア <u>からエ</u> の要件を満たすこと。 <u>また</u> 、調整マネジ メント業務(維持管理)のみを実施する者はこの限りでなく、2.3.(2)応募企業、構成企 業に共通の参加資格を満たすこと。	維持管理業務を実施する者は、次のア <u>及びイ</u> の要件を満たすこと。 <u>なお</u> 、調整マネジ メント業務(維持管理)のみを実施する者はこの限りでなく、2.3.(2)応募企業、構成企 業に共通の参加資格を満たすこと。
89	実施方針(本文)	10	32	2.3 応募者の構成及び参加・資格 要件に関する事項 (3) 各業務に携わる企業に求める 要件 a) 維持管理業務に携わる企業	イ 維持管理業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有する こと。	<u>削除</u>

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																								
90	実施方針(本文)	10	36	2.3 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項 (3) 各業務に携わる企業に求める要件 b) 運営業務に携わる企業	運営業務を実施する者は、次のアからウの要件を満たすこと。 <u>また</u> 、調整マネジメント業務(運営業務)のみを実施する者はこの限りでなく、2.3.(2)応募企業、構成企業に共通の参加資格を満たすこと。	運営業務を実施する者は、次のア及びイの要件を満たすこと。 <u>なお</u> 、調整マネジメント業務(運営業務)のみを実施する者はこの限りでなく、2.3.(2)応募企業、構成企業に共通の参加資格を満たすこと。																																								
91	実施方針(本文)	10	40	2.3 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項 (3) 各業務に携わる企業に求める要件 b) 運営業務に携わる企業	イ 運営業務を実施するに当たって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。	<u>削除</u>																																								
92	実施方針(本文)	10	40	2.3 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項 (3) 各業務に携わる企業に求める要件 b) 運営業務に携わる企業	ウ 運営業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても上記ア及びイの要件を満たしていること。	イ 運営業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても上記 <u>削除</u> の要件を満たしていること。																																								
93	実施方針(本文)	12	33	3.2 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き (1) 事業者の保有する運営権の譲渡等	事業者は、国の事前の承認を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について、国との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。	事業者は、国の事前の承認を得ることなく、運営権、実施契約上の地位 <u>削除</u> 、国との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。																																								
94	実施方針(本文)	12	47	3.2 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き (2) 事業者の株式の新規発行及び処分(SPCを設立する場合) a) 本議決権株式	特定者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。	事業者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。																																								
95	実施方針(本文)	13	15	3.3 モニタリングに関する事項	3.3 <u>モニタリング</u> に関する事項	3.3 <u>業績等の監視及び改善要求措置</u> に関する事項																																								
96	実施方針(本文)	13	16	3.3 モニタリングに関する事項	事業者が基本協定及び実施契約に定められた事項を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、国による <u>モニタリング</u> を行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、国は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。 <u>モニタリング</u> の具体的な方法等は、募集要項等公表時に示す。	事業者が基本協定及び実施契約に定められた事項を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、国による <u>業績等の監視</u> を行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、国は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。 <u>業績等の監視及び改善要求措置</u> の具体的な方法等は、募集要項等公表時に示す。																																								
97	実施方針(本文)	14	-	4.1 本事業の事業場所	<table><tr><th colspan="2">表1 バスターミナルの概要</th></tr><tr><td>① 事業名称</td><td>一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業</td></tr><tr><td>② 所在地</td><td>三重県四日市市諏訪栄町、浜田町</td></tr><tr><td>③ 面積</td><td>バスターミナル：約 9,200 m² 特定車両停留施設区域：約 8,100 m² 建築面積・延べ面積：約 720 m²</td></tr><tr><td>④ 整備事業区分</td><td>道路事業（国道）</td></tr><tr><td>⑤ 当施設の位置付け</td><td>特定車両停留施設、その他</td></tr><tr><td>⑥ 周辺公共事業</td><td>近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）</td></tr><tr><td>⑦ パース数（予定）</td><td>12 パース （バスターミナル西島の10パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の2パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）</td></tr><tr><td>⑧ 建物構造</td><td>鉄骨造</td></tr><tr><td>⑨ 階数、高さ</td><td>階数：地上1階</td></tr></table>	表1 バスターミナルの概要		① 事業名称	一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業	② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町	③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 8,100 m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²	④ 整備事業区分	道路事業（国道）	⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他	⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）	⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の10パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の2パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）	⑧ 建物構造	鉄骨造	⑨ 階数、高さ	階数：地上1階	<table><tr><th colspan="2">表1 バスターミナルの概要</th></tr><tr><td>① 事業名称</td><td>一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業</td></tr><tr><td>② 所在地</td><td>三重県四日市市諏訪栄町、浜田町</td></tr><tr><td>③ 面積</td><td>バスターミナル：約 9,200 m² 特定車両停留施設区域：約 7,600 m² 建築面積・延べ面積：約 720 m²</td></tr><tr><td>④ 整備事業区分</td><td>道路事業（国道）</td></tr><tr><td>⑤ 当施設の位置付け</td><td>特定車両停留施設、その他</td></tr><tr><td>⑥ 周辺公共事業</td><td>近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）</td></tr><tr><td>⑦ パース数（予定）</td><td>12 パース （バスターミナル西島の10パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の2パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）</td></tr><tr><td>⑧ 建物構造</td><td>鉄骨造</td></tr><tr><td>⑨ 階数、高さ</td><td>階数：地上1階（一部2階）</td></tr></table>	表1 バスターミナルの概要		① 事業名称	一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業	② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町	③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 7,600 m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²	④ 整備事業区分	道路事業（国道）	⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他	⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）	⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の10パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の2パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）	⑧ 建物構造	鉄骨造	⑨ 階数、高さ	階数：地上1階（一部2階）
表1 バスターミナルの概要																																														
① 事業名称	一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業																																													
② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町																																													
③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 8,100 m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²																																													
④ 整備事業区分	道路事業（国道）																																													
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他																																													
⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）																																													
⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の10パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の2パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）																																													
⑧ 建物構造	鉄骨造																																													
⑨ 階数、高さ	階数：地上1階																																													
表1 バスターミナルの概要																																														
① 事業名称	一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業																																													
② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町																																													
③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 7,600 m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²																																													
④ 整備事業区分	道路事業（国道）																																													
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他																																													
⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）																																													
⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の10パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の2パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）																																													
⑧ 建物構造	鉄骨造																																													
⑨ 階数、高さ	階数：地上1階（一部2階）																																													
98	実施方針(本文)	14	-	4.2 本事業の対象施設	表2 本事業の対象施設	表2 本事業の <u>運営権設定</u> 対象施設																																								

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																					
99	実施方針(本文)	14	-	4.2 本事業の対象施設	<table><tr><th colspan="4">表 2 本事業の対象施設</th></tr><tr><th>施設区分</th><th colspan="2">施設名称</th><th>施設詳細</th><th>想定建物</th></tr><tr><td rowspan="6">特定車両 停留施設</td><td colspan="2" rowspan="3">特定車両用場所</td><td>誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">旅客用 場所</td><td>乗降場</td><td>乗降場</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>通路</td><td>エレベーター <u>(道路区域内)</u> 4 基 エスカレーター <u>(道路区域内)</u> 4 基</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>その他</td><td>便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備</td><td>⑤ ①③④⑥ － ⑥ ⑥ －</td></tr><tr><td colspan="2">その他設備</td><td>執務室 電気設備 <u>(バス管制設備等)</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯</td><td>③</td></tr><tr><td colspan="2">施設特有の機能</td><td>防災<u>備蓋</u>倉庫</td><td>⑤</td></tr><tr><td colspan="2"><u>利便施設</u></td><td>飲食・物販施設（店舗） 自動販売機 <u>自動発券機</u> <u>電気設備（店舗部分）</u> <u>空調設備（店舗部分）</u> <u>衛生設備（店舗部分）</u></td><td>①②③④⑦ <u>⑥</u> <u>③⑥</u></td></tr></table>	表 2 本事業の対象施設				施設区分	施設名称		施設詳細	想定建物	特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの		旅客用 場所	乗降場	乗降場		通路	エレベーター <u>(道路区域内)</u> 4 基 エスカレーター <u>(道路区域内)</u> 4 基		その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ － ⑥ ⑥ －	その他設備		執務室 電気設備 <u>(バス管制設備等)</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯	③	施設特有の機能		防災 <u>備蓋</u> 倉庫	⑤	<u>利便施設</u>		飲食・物販施設（店舗） 自動販売機 <u>自動発券機</u> <u>電気設備（店舗部分）</u> <u>空調設備（店舗部分）</u> <u>衛生設備（店舗部分）</u>	①②③④⑦ <u>⑥</u> <u>③⑥</u>	<table><tr><th colspan="4">表 2 本事業の<u>運営権設定</u>対象施設</th></tr><tr><th>施設区分</th><th colspan="2">施設名称</th><th>施設詳細</th><th><u>該当</u>建物</th></tr><tr><td rowspan="6">特定車両 停留施設</td><td colspan="2" rowspan="3">特定車両用場所</td><td>誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="2">旅客用 場所</td><td>乗降場</td><td>乗降場 <u>バスシェルター</u></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>通路</td><td>エレベーター <u>削除</u> 3 基 エスカレーター <u>削除</u> 4 基 <u>デッキ本体・シェルター</u> <u>エレベーター・エスカレーター・階段上のシ ェルター</u></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>便所 待合室・案内所・チケット販売所 <u>自動発券機</u> ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備 <u>利便施設</u> <u>飲食・物販施設（店舗）</u> <u>自動販売機</u> <u>削除</u></td><td>⑤ ①③④⑥ <u>③⑥</u> － ⑥ ⑥ － ①②③④⑦ <u>③⑥</u> <u>削除</u></td></tr><tr><td colspan="2">その他設備</td><td>執務室 電気設備<u>削除</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯 <u>(市整備以外)</u></td><td>③</td></tr><tr><td colspan="2">施設特有の機能</td><td><u>備品倉庫</u>（防災<u>削除</u>倉庫は調整中）</td><td>⑤</td></tr></table>	表 2 本事業の <u>運営権設定</u> 対象施設				施設区分	施設名称		施設詳細	<u>該当</u> 建物	特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの		旅客用 場所	乗降場	乗降場 <u>バスシェルター</u>		通路	エレベーター <u>削除</u> 3 基 エスカレーター <u>削除</u> 4 基 <u>デッキ本体・シェルター</u> <u>エレベーター・エスカレーター・階段上のシ ェルター</u>		その他		便所 待合室・案内所・チケット販売所 <u>自動発券機</u> ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備 <u>利便施設</u> <u>飲食・物販施設（店舗）</u> <u>自動販売機</u> <u>削除</u>	⑤ ①③④⑥ <u>③⑥</u> － ⑥ ⑥ － ①②③④⑦ <u>③⑥</u> <u>削除</u>	その他設備		執務室 電気設備 <u>削除</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯 <u>(市整備以外)</u>	③	施設特有の機能		<u>備品倉庫</u> （防災 <u>削除</u> 倉庫は調整中）	⑤
					表 2 本事業の対象施設																																																																						
					施設区分	施設名称		施設詳細	想定建物																																																																		
					特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの																																																																			
								旅客用 場所		乗降場	乗降場																																																																
										通路	エレベーター <u>(道路区域内)</u> 4 基 エスカレーター <u>(道路区域内)</u> 4 基																																																																
						その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ － ⑥ ⑥ －																																																																			
						その他設備		執務室 電気設備 <u>(バス管制設備等)</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯	③																																																																		
						施設特有の機能		防災 <u>備蓋</u> 倉庫	⑤																																																																		
					<u>利便施設</u>		飲食・物販施設（店舗） 自動販売機 <u>自動発券機</u> <u>電気設備（店舗部分）</u> <u>空調設備（店舗部分）</u> <u>衛生設備（店舗部分）</u>	①②③④⑦ <u>⑥</u> <u>③⑥</u>																																																																			
表 2 本事業の <u>運営権設定</u> 対象施設																																																																											
施設区分	施設名称		施設詳細	<u>該当</u> 建物																																																																							
特定車両 停留施設	特定車両用場所		誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの																																																																								
			旅客用 場所		乗降場	乗降場 <u>バスシェルター</u>																																																																					
					通路	エレベーター <u>削除</u> 3 基 エスカレーター <u>削除</u> 4 基 <u>デッキ本体・シェルター</u> <u>エレベーター・エスカレーター・階段上のシ ェルター</u>																																																																					
	その他		便所 待合室・案内所・チケット販売所 <u>自動発券機</u> ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備 <u>利便施設</u> <u>飲食・物販施設（店舗）</u> <u>自動販売機</u> <u>削除</u>	⑤ ①③④⑥ <u>③⑥</u> － ⑥ ⑥ － ①②③④⑦ <u>③⑥</u> <u>削除</u>																																																																							
	その他設備		執務室 電気設備 <u>削除</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯 <u>(市整備以外)</u>	③																																																																							
	施設特有の機能		<u>備品倉庫</u> （防災 <u>削除</u> 倉庫は調整中）	⑤																																																																							
100	実施方針(本文)	15	-	4.2 本事業の対象施設	-	※ECI事業等の状況により変更となる場合がある。																																																																					
101	実施方針(本文)	15	一	4.2 本事業の対象施設	表3 本事業の対象外施設	表3 本事業の <u>運営権設定</u> 対象外施設																																																																					
102	実施方針(本文)	15	-	4.2 本事業の対象施設	<table><tr><th colspan="4">表 3 本事業の対象外施設</th></tr><tr><th>施設区分</th><th colspan="2">施設名称</th><th>施設詳細</th><th>想定建物</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車両 停留施設</td><td rowspan="2">旅客用 場所</td><td>乗降場</td><td><u>バスシェルター</u></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>通路</td><td><u>デッキ本体及びデッキ上の屋根</u> エレベーター・<u>エスカレーター・階段上の屋 根</u></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">施設特有の機能</td><td>屋上緑化</td><td rowspan="2">①</td></tr><tr><td colspan="2"><u>利便施設</u></td><td>観光案内所（※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）</td></tr></table>	表 3 本事業の対象外施設				施設区分	施設名称		施設詳細	想定建物	特定車両 停留施設	旅客用 場所	乗降場	<u>バスシェルター</u>		通路	<u>デッキ本体及びデッキ上の屋根</u> エレベーター・ <u>エスカレーター・階段上の屋 根</u>		施設特有の機能		屋上緑化	①	<u>利便施設</u>		観光案内所（※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）	<table><tr><th colspan="4">表 3 本事業の<u>運営権設定</u>対象外施設</th></tr><tr><th>施設区分</th><th colspan="2">施設名称</th><th>施設詳細</th><th><u>該当</u>建物</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車両 停留施設</td><td rowspan="2">旅客用 場所</td><td><u>削除</u></td><td><u>削除</u></td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>通路</td><td><u>削除</u> エレベーター <u>(駅側のデッキ、北側に位置するもの)</u> 1 基</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">施設特有の機能</td><td><u>既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化 広場（東島の広場のうち、サークル部）</u> <u>照明柱（市整備）</u> 観光案内所（※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）</td><td>①</td></tr></table>	表 3 本事業の <u>運営権設定</u> 対象外施設				施設区分	施設名称		施設詳細	<u>該当</u> 建物	特定車両 停留施設	旅客用 場所	<u>削除</u>	<u>削除</u>		通路	<u>削除</u> エレベーター <u>(駅側のデッキ、北側に位置するもの)</u> 1 基		施設特有の機能		<u>既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化 広場（東島の広場のうち、サークル部）</u> <u>照明柱（市整備）</u> 観光案内所（※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）	①																								
					表 3 本事業の対象外施設																																																																						
					施設区分	施設名称		施設詳細	想定建物																																																																		
					特定車両 停留施設	旅客用 場所	乗降場	<u>バスシェルター</u>																																																																			
							通路	<u>デッキ本体及びデッキ上の屋根</u> エレベーター・ <u>エスカレーター・階段上の屋 根</u>																																																																			
						施設特有の機能		屋上緑化	①																																																																		
						<u>利便施設</u>		観光案内所（※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）																																																																			
					表 3 本事業の <u>運営権設定</u> 対象外施設																																																																						
					施設区分	施設名称		施設詳細	<u>該当</u> 建物																																																																		
					特定車両 停留施設	旅客用 場所	<u>削除</u>	<u>削除</u>																																																																			
通路	<u>削除</u> エレベーター <u>(駅側のデッキ、北側に位置するもの)</u> 1 基																																																																										
施設特有の機能			<u>既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化 広場（東島の広場のうち、サークル部）</u> <u>照明柱（市整備）</u> 観光案内所（※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）	①																																																																							
103	実施方針(本文)	15	-	4.2 本事業の対象施設		-	※ECI事業等の状況により変更となる場合がある。																																																																				
104	実施方針(本文)	15	-	4.2 本事業の対象施設	<table><tr><th colspan="3">表 4 本事業の建物（案）</th></tr><tr><th>建物番号</th><th>内容</th><th>面積</th></tr><tr><td>①</td><td>デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）</td><td>約 40 m²</td></tr><tr><td>②</td><td>デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>③</td><td>チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設</td><td>約 120 m²</td></tr><tr><td>④</td><td>屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>⑤</td><td>便所、防災<u>備蓋</u>倉庫</td><td>約 70 m²</td></tr><tr><td>⑥</td><td>チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ</td><td>約 90 m²</td></tr><tr><td>⑦</td><td>ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設</td><td>約 180 m²</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>約 720 m²</td></tr></table>	表 4 本事業の建物（案）			建物番号	内容	面積	①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）	約 40 m ²	②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²	④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	⑤	便所、防災 <u>備蓋</u> 倉庫	約 70 m ²	⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²	⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	約 180 m ²	合計		約 720 m ²	<table><tr><th colspan="3">表 4 本事業の建物（案）</th></tr><tr><th>建物番号</th><th>内容</th><th>面積</th></tr><tr><td>①</td><td>デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）</td><td>約 40 m²</td></tr><tr><td>②</td><td>デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>③</td><td>チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設</td><td>約 120 m²</td></tr><tr><td>④</td><td>屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>⑤</td><td>便所、<u>備品倉庫</u>（防災<u>削除</u>倉庫は調整中）</td><td>約 70 m²</td></tr><tr><td>⑥</td><td>チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ</td><td>約 90 m²</td></tr><tr><td>⑦</td><td>ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設</td><td>約 180 m²</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>約 720 m²</td></tr></table>	表 4 本事業の建物（案）			建物番号	内容	面積	①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）	約 40 m ²	②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²	④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	⑤	便所、 <u>備品倉庫</u> （防災 <u>削除</u> 倉庫は調整中）	約 70 m ²	⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²	⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	約 180 m ²	合計		約 720 m ²									
					表 4 本事業の建物（案）																																																																						
					建物番号	内容	面積																																																																				
					①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）	約 40 m ²																																																																				
					②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																																				
					③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²																																																																				
					④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																																				
					⑤	便所、防災 <u>備蓋</u> 倉庫	約 70 m ²																																																																				
					⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²																																																																				
					⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	約 180 m ²																																																																				
合計		約 720 m ²																																																																									
表 4 本事業の建物（案）																																																																											
建物番号	内容	面積																																																																									
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）	約 40 m ²																																																																									
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																																									
③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²																																																																									
④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																																									
⑤	便所、 <u>備品倉庫</u> （防災 <u>削除</u> 倉庫は調整中）	約 70 m ²																																																																									
⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²																																																																									
⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	約 180 m ²																																																																									
合計		約 720 m ²																																																																									
105	実施方針(本文)	15	-	4.2 本事業の対象施設	-	※ECI事業等の状況により変更となる場合がある。																																																																					

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																								
106	実施方針(本文)	16	13	5.3 管轄裁判所の指定	実施契約に関連して発生したすべての紛争については、 注 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	実施契約に関連して発生したすべての紛争については、 名古屋 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。																																																								
107	実施方針(本文)	17	5	6.1 本事業の継続が困難となった場合の措置	この場合、事業者は、実施契約等の定めるところにより、国又は国が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、1.1(14)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。	この場合、事業者は、実施契約等の定めるところにより、国又は国が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、1.1(16)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。																																																								
108	実施方針(本文)	18	6	7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。 なお、国は、現時点では、基本協定及び実施 事業 に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。	事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。 なお、国は、現時点では、基本協定及び実施 契約 に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。																																																								
109	実施方針(本文)	19	21	8.2 今後のスケジュール(予定)	<table><tr><th colspan="2">表 5 今後のスケジュール</th></tr><tr><th>スケジュール (予定)</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和 5 年 6 月 14 日</td><td>実施方針等の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 6 月 27 日</td><td>実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付</td></tr><tr><td>令和 5 年 7 月頃</td><td>対話の実施</td></tr><tr><td>令和 5 年 7 月頃</td><td>実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 8 月頃</td><td>特定事業の選定の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 8 月頃</td><td>募集要項等の公表・交付</td></tr><tr><td>令和 5 年 9 月頃</td><td>募集要項等に関する質問受付</td></tr><tr><td>令和 5 年 10 月頃</td><td>募集要項等に関する質問に対する回答の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 11 月頃</td><td>提案書提出期限</td></tr><tr><td>令和 5 年 12 月頃</td><td>特定者の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 12 月頃</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>令和 8 年度 (予定)</td><td>実施契約の締結</td></tr></table>	表 5 今後のスケジュール		スケジュール (予定)	内容	令和 5 年 6 月 14 日	実施方針等の公表	令和 5 年 6 月 27 日	実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付	令和 5 年 7 月頃	対話の実施	令和 5 年 7 月頃	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表	令和 5 年 8 月頃	特定事業の選定の公表	令和 5 年 8 月頃	募集要項等の公表・交付	令和 5 年 9 月頃	募集要項等に関する質問受付	令和 5 年 10 月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和 5 年 11 月頃	提案書提出期限	令和 5 年 12 月頃	特定者の公表	令和 5 年 12 月頃	基本協定の締結	令和 8 年度 (予定)	実施契約の締結	<table><tr><th colspan="2">表 5 今後のスケジュール</th></tr><tr><th>スケジュール (予定)</th><th>内容</th></tr><tr><td>令和 5 年 6 月 14 日</td><td>実施方針等の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 6 月 27 日</td><td>実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付</td></tr><tr><td>令和 5 年 7 月頃</td><td>対話の実施</td></tr><tr><td>令和 5 年 9 月頃</td><td>実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 10 月頃</td><td>特定事業の選定の公表</td></tr><tr><td>令和 5 年 10 月頃</td><td>募集要項等の公表・交付</td></tr><tr><td>令和 5 年 11 月頃</td><td>募集要項等に関する質問受付</td></tr><tr><td>令和 5 年 11 月頃</td><td>募集要項等に関する質問に対する回答の公表</td></tr><tr><td>令和 6 年 1 月頃</td><td>提案書提出期限</td></tr><tr><td>令和 6 年 3 月頃</td><td>特定者の公表</td></tr><tr><td>令和 6 年 3 月頃</td><td>基本協定の締結</td></tr><tr><td>令和 8 年度 (予定)</td><td>実施契約の締結</td></tr></table>	表 5 今後のスケジュール		スケジュール (予定)	内容	令和 5 年 6 月 14 日	実施方針等の公表	令和 5 年 6 月 27 日	実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付	令和 5 年 7 月頃	対話の実施	令和 5 年 9 月頃	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表	令和 5 年 10 月頃	特定事業の選定の公表	令和 5 年 10 月頃	募集要項等の公表・交付	令和 5 年 11 月頃	募集要項等に関する質問受付	令和 5 年 11 月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和 6 年 1 月頃	提案書提出期限	令和 6 年 3 月頃	特定者の公表	令和 6 年 3 月頃	基本協定の締結	令和 8 年度 (予定)	実施契約の締結
表 5 今後のスケジュール																																																														
スケジュール (予定)	内容																																																													
令和 5 年 6 月 14 日	実施方針等の公表																																																													
令和 5 年 6 月 27 日	実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付																																																													
令和 5 年 7 月頃	対話の実施																																																													
令和 5 年 7 月頃	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表																																																													
令和 5 年 8 月頃	特定事業の選定の公表																																																													
令和 5 年 8 月頃	募集要項等の公表・交付																																																													
令和 5 年 9 月頃	募集要項等に関する質問受付																																																													
令和 5 年 10 月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表																																																													
令和 5 年 11 月頃	提案書提出期限																																																													
令和 5 年 12 月頃	特定者の公表																																																													
令和 5 年 12 月頃	基本協定の締結																																																													
令和 8 年度 (予定)	実施契約の締結																																																													
表 5 今後のスケジュール																																																														
スケジュール (予定)	内容																																																													
令和 5 年 6 月 14 日	実施方針等の公表																																																													
令和 5 年 6 月 27 日	実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付																																																													
令和 5 年 7 月頃	対話の実施																																																													
令和 5 年 9 月頃	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表																																																													
令和 5 年 10 月頃	特定事業の選定の公表																																																													
令和 5 年 10 月頃	募集要項等の公表・交付																																																													
令和 5 年 11 月頃	募集要項等に関する質問受付																																																													
令和 5 年 11 月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表																																																													
令和 6 年 1 月頃	提案書提出期限																																																													
令和 6 年 3 月頃	特定者の公表																																																													
令和 6 年 3 月頃	基本協定の締結																																																													
令和 8 年度 (予定)	実施契約の締結																																																													

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業の実施に関する方針等の訂正表

令和5年6月14日に公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 実施方針 別紙」に関し、以下のとおり訂正する。

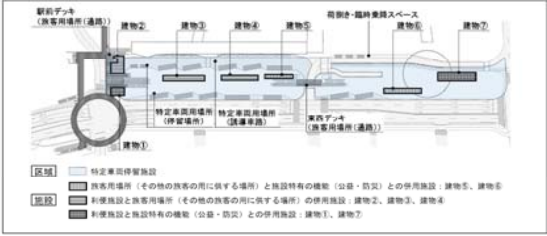
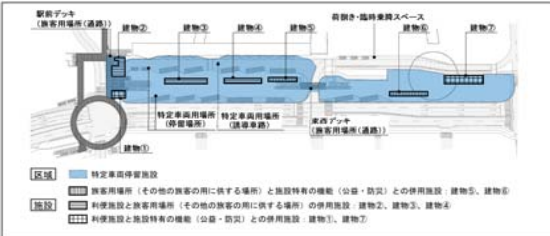
No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後						
1	別紙1 リスク分担表 (案)	2	—	10 不可抗力リスク	<table><tr><td>○</td><td>△</td><td>国の負担を基本とし、詳細は国と事業者との協議の上で復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、運営権存続期間の延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。</td></tr></table>	○	△	国の負担を基本とし、詳細は国と事業者との協議の上で復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、 運営権存続期間の延長若しくは 実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。	<table><tr><td>○</td><td>△</td><td>国の負担を基本とし、詳細は国と事業者との協議の上で復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、削除実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。</td></tr></table>	○	△	国の負担を基本とし、詳細は国と事業者との協議の上で復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、 削除 実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。
○	△	国の負担を基本とし、詳細は国と事業者との協議の上で復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、 運営権存続期間の延長若しくは 実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。										
○	△	国の負担を基本とし、詳細は国と事業者との協議の上で復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、 削除 実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。										
2	別紙1 リスク分担表 (案)	2	—	13 知的財産権侵害リスク	<table><tr><td colspan="3">本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の</td></tr></table>	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の			<table><tr><td colspan="3">本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償</td></tr></table>	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の 賠償		
本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の												
本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の 賠償												

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業の実施に関する方針等の訂正表

令和5年6月14日に公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 要求水準書(案)」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	本事業	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下、「PFI法」という。))に基づく特定事業。 <u>「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成される。</u>	<u>「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成する事業をいう。</u> バスターミナル運営等事業及び利便増進事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」(以下、「PFI法」という。))に基づく特定事業の <u>対象とし、開業準備は、PFI法に基づく特定事業の対象外とする。</u>
2	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	開業準備	本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備及びその関連業務をいう。	本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備、 <u>計画書等の作成</u> 及びその関連業務をいう。
3	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	バスターミナル運営等事業	バスターミナルの <u>うち</u> 、特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業。	<u>本事業のうち</u> 、バスターミナルの特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
4	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	利便増進事業	本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。	本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と <u>費用負担</u> により実施する事業をいう。
5	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	開業準備期間	事業者が開業準備を実施する内装整備期間をいい、基本協定の締結日から、 <u>運営権存続期間の開始</u> 日の前日までの期間。	事業者が開業準備を実施する内装整備、 <u>計画書等の作成及びその関連業務</u> の期間をいい、基本協定の締結日から <u>実施契約締結</u> 日の前日までの期間をいう。
6	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	運営権存続期間	事業者が運営権に基づきバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間をいい、 <u>実施契約の締結日から、運営権存続期間の終了日までの</u> 期間。	事業者が運営権に基づきバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間をいい、 <u>実施契約に基づく効力発生日を始期とし、当該効力発生日の30年後の応当日の属する事業年度の末日を終期とする期間をいう。</u>
7	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	事業期間	開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の事業期間。	開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の事業期間をいう。
8	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	ECI事業	「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備 <u>工事</u> 」及び「 <u>一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務</u> 」として、 <u>バスターミナルの設計・工事を行う事業(一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業)</u> 。「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」(以下、「品確法」という。))に基づく「技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)」 <u>で国が発注する。</u>	「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業」 <u>において</u> 、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)」(以下、「品確法」という。))に基づく「技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)」 <u>により実施する「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」及び「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務」をいう。</u>
9	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	バスターミナル	特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペースを含む道路で構成 <u>される。</u>	特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペース、 <u>自転車置場・自転車道</u> を含む道路で構成 <u>する施設をいう。</u>
10	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	特定車両停留施設	<u>特定車両停留施設とは</u> 、「道路法(昭和27年法律第180号)」第2条第2項第8号の道路の附属物 <u>である。</u> バス・タクシー等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。本事業では近鉄四日市駅方面へ接続する駅前デッキ、東西の交通島を立体横断する東西間デッキ、バスシェルター、旅客の用に供する建築物による施設。特定車両用場所、旅客用場所 <u>及び</u> その他設備で構成される。	「道路法(昭和27年法律第180号)」第2条第2項第8号の道路の附属物 <u>に該当する施設をいう。</u> バス・タクシー等の事業者専用の停留施設 <u>であり</u> 、道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。本事業では近鉄四日市駅方面へ接続する駅前デッキ、東西の交通島を立体横断する東西間デッキ、バスシェルター、旅客の用に供する建築物による施設 <u>であり</u> 、特定車両用場所、旅客用場所(<u>利便施設含む</u>)、その他設備 <u>及び施設特有の機能</u> で構成される。
11	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	運営権設定対象施設	バスターミナル内の施設のうち、運営権を設定する施設をいう。本事業では特定車両停留施設 <u>内の全ての施設が運営権設定対象施設となる。</u>	バスターミナル内の施設のうち、運営権を設定する施設をいう。本事業では特定車両停留施設のうち、 <u>本事業の運営権設定対象外施設(4.2 本事業の対象施設 表3 本事業の運営権設定対象外施設)を除く全ての施設とする。</u>
12	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	特定車両用場所	特定車両停留施設のうち、誘導車路、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。	特定車両停留施設のうち、誘導車路、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所をいう。
13	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	旅客用場所	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客の用に供する場所。乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所で構成される。	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客の用に供する場所をいう。乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所で構成される。
14	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	その他設備	－	<u>その他設備</u>
15	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	その他設備	－	<u>特定車両停留施設に設置される排水設備、換気設備等の設備機器等をいう。</u>
16	要求水準書(案)(用語の定義)	－	－	利便施設	旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設(店舗)、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用により運営等を行う道路占有物をいう。	旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設(店舗)、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と <u>費用負担</u> により運営等を行う道路占有物をいう。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
17	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	設計・施工関与	事業者はECI事業にて実施するバスターミナル全般への設計・施工関与を目的として、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する事業者として、設計図書等の内容確認、施工段階の内容確認、設計協議会・現場定例会等への参加や意見、提案を行う <u>ことができる</u> 。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。	バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する事業者として、 <u>ECI事業にて実施するバスターミナル</u> の設計図書等の内容確認、施工段階の内容確認、設計協議会・現場定例会等への参加や意見、提案を行う <u>ことをいう</u> 。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。
18	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	内装整備	特定車両停留施設に入居する <u>事業者、バス事業者、賑わい施設事業者</u> が運営を実施するにあたり、 <u>C工事</u> として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理 <u>のこと</u> 。	特定車両停留施設に入居する <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> が運営を実施するにあたり、 <u>C工事(利便機能を対象)</u> として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理 <u>をいう</u> 。
19	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	民間事業者	民間事業者	<u>削除</u>
20	実施方針(用語の定義)	—	—	民間事業者	一般的な民間事業者。	<u>削除</u>
21	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	応募者	本事業に応募する民間事業者。 <u>開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ</u> 。	本事業に応募する民間事業者 <u>をいう</u> 。 <u>削除</u>
22	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	特定者	<u>外部</u> 有識者 <u>会議</u> による審査を受け、国により選定された民間事業者。	有識者 <u>等委員会</u> による審査を受け、国により選定された民間事業者 <u>をいう</u> 。
23	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	事業者	本事業の実施に際して、 <u>国によって選定され、国との間で基本協定及び実施契約を締結する単独の企業又は企業グループをいう。なお、契約の相手方は、本事業の実施のみを目的として設立された特別目的会社(SPC(Special Purpose Company))(以下、「SPC」という。)を基本とする。ただし、SPCを設立しない場合は、共同企業体若しくは単独の企業と契約等を締結する。</u>	本事業に <u>関して</u> 、国との間で基本協定 <u>削除</u> を締結した特定者 <u>をいう</u> 。 <u>削除</u>
24	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	SPC	—	<u>SPC</u>
25	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	SPC	—	<u>本事業の実施のみを目的として設立された特別目的会社(Special Purpose Company)をいう。</u>
26	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	バス運行事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者。	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者 <u>をいう</u> 。
27	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	バス事業者	特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。	特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者 <u>をいう</u> 。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。
28	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	賑わい施設事業者	利便施設として、飲食・物販施設(店舗)を運営する民間事業者。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。	利便施設として、飲食・物販施設(店舗)を運営する民間事業者 <u>をいう</u> 。特定車両停留施設ヘテナントとして入居する。
29	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	タクシー事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者。	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者 <u>をいう</u> 。
30	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	国	国土交通省中部地方整備局。	国土交通省中部地方整備局 <u>をいう</u> 。
31	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	市	四日市市。	四日市市 <u>をいう</u> 。
32	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	運営権	運営権設定対象施設を対象として事業者に対して設定する公共施設等運営権(PFI法第2条第7項で定義するものをいう。)	運営権設定対象施設を対象として事業者に対して設定する公共施設等運営権(PFI法第2条第7項で定義するものをいう。) <u>をいう</u> 。
33	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	大規模修繕	<u>本業務では、大規模修繕は事業の対象外とする。大規模修繕とは下記に記載の内容とする。</u> (土木):舗装の補修(オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法)、区画線・標識等の修繕 <u>をいう</u> 。 (建築):建築の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕 <u>をいう</u> 。 (電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕 <u>をいう</u> 。 (機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕 <u>をいう</u> 。	<u>以下に記載の内容をいう。本事業の対象外とする。</u> (土木):舗装の補修(オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法)、区画線・標識等の修繕。 <u>削除</u> (建築):建築の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕 <u>削除</u> 。 (電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕 <u>削除</u> 。 (機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕 <u>削除</u> 。
34	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	総括代理人	本事業の総括を行う者。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する。	本事業の総括を行う者 <u>をいう</u> 。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する。
35	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	中央通り再編関係者調整会議	市の中央通りや近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場整備その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者、交通関係者、商工関係者、市民および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行うことを目的とした会議。事務局は市。なお、中央通り再編にかかるデザインの検討を行うデザインワーキンググループを同会議内に設置している。	市の中央通りや近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場整備その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者、交通関係者、商工関係者、市民および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行うことを目的とした会議 <u>をいう</u> 。事務局は市 <u>である</u> 。なお、中央通り再編にかかるデザインの検討を行うデザインワーキンググループを同会議内に設置している。
36	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	近鉄四日市駅バスターミナル検討部会	有識者、交通関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の具体化を図ることを目的とした会議。国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び市が事務局。	有識者、交通関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の具体化を図ることを目的とした会議 <u>をいう</u> 。国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び市が事務局 <u>である</u> 。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
37	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画	近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針を踏まえ、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会において検討し、バスターミナルの基本目標、区域・施設配置の概要、整備効果等についてとりまとめた整備計画。 <u>国土交通省・三重県・市が策定</u> 。	近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針を踏まえ、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会において検討し、 <u>国・三重県・市が策定した</u> 、バスターミナルの基本目標、区域・施設配置の概要、整備効果等についてとりまとめた整備計画 <u>をいう</u> 。
38	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	中央通り再編基本計画	近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積による『居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの形成』に向けて、中央通り再編関係者調整会議において検討し、近鉄四日市駅周辺等整備事業の推進を図る基本計画。 <u>市が策定</u> 。	近鉄四日市駅及びJR四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積による『居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの形成』に向けて、中央通り再編関係者調整会議において検討し、 <u>市が策定した</u> 近鉄四日市駅周辺等整備事業の推進を図る基本計画 <u>をいう</u> 。
39	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事に関する技術協力業務	近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事を行うため、品確法に基づく「技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)」で市が発注した業務 <u>(以下、「市のECI事業」という。)</u> 。 <u>本</u> バスターミナルは同事業の駅東側直線デッキ・駅東側円形デッキと接続する。	近鉄四日市駅周辺(四日市中央線)整備工事を行うため、品確法に基づく「技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)」で市が発注した業務 <u>削除をいう</u> 。バスターミナルは同事業の駅東側直線デッキ・駅東側円形デッキと接続する。
40	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	地下駐車場	<u>くすの木パーキング</u>	<u>地下駐車場</u>
41	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	地下駐車場	本事業地の地下に設置されている <u>地下駐車場</u> 。 <u>(以下、地下駐車場とする)</u> バスターミナル内には地下 <u>駐車場</u> への車両進入路が設置される他、歩行者用の階段やエレベーターが設置される。地下駐車場への地下進入路は本事業の対象外。	本事業地の地下に設置されている <u>くすの木パーキングをいう</u> 。バスターミナル内には地下への車両進入路が設置される他、歩行者用の階段やエレベーターが設置される。地下駐車場への地下進入路は本事業の対象外 <u>である</u> 。
42	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	観光案内所	バスターミナル内の施設に入居する <u>が</u> 、本事業とは別途、市 <u>(もしくは観光協会)</u> が直接内装整備及び運営・維持管理を行う。	バスターミナル内の施設に入居する <u>観光案内を行う場所をいう</u> 。本事業とは別途、市もしくは <u>四日市</u> 観光協会が直接内装整備及び運営・維持管理を行う。
43	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	実施方針等	主に実施方針と要求水準書(案)で構成される一式資料 <u>のこと</u> 。実施方針は別紙1 リスク分担表 <u>(案)</u> 、様式1 実施方針等に関する質問書・意見書、様式2 個別対話申込書、参考資料 <u>1</u> 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画より構成される。要求水準書(案)及び添付資料1〜10より構成される。	主に実施方針と要求水準書(案)で構成される一式資料 <u>をいう</u> 。実施方針は、 <u>実施方針及び別紙1</u> リスク分担表 <u>削除</u> 、様式1 実施方針等に関する質問書・意見書、様式2 個別対話申込書、参考資料 <u>削除</u> 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画より構成される。 <u>要求水準書(案)は</u> 、要求水準書(案)及び添付資料1〜10より構成される。
44	要求水準書(案)(用語の定義)	—	—	—	特定車両停留施設については、 <u>下記もご参照ください</u> 。	特定車両停留施設については、 <u>以下も参照すること</u> 。
45	用語の定義(イメージ図)	—	—	用語の定義(イメージ図)		
46	要求水準書(案)(本文)	1	16	1.4 要求水準書の規定の取扱い	①要求水準書の第1章から第8章又は <u>下記</u> に示す法令並びに適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、国がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。	①要求水準書の第1章から第8章又は <u>以下</u> に示す法令並びに適用基準等において、仕様その他により具体的に特定の方法を規定している場合、国がこれと同等と認める方法を採用することができるものとする。
47	要求水準書(案)(本文)	1	50	1.8 事業終了時の水準	事業者は、運営権存続期間中の維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で運営権設定対象施設を <u>保持</u> していなければならない。	事業者は、運営権存続期間中の維持管理業務及び運営業務を適切に行うことにより、本事業が終了する時点においても、要求水準を満たす状態で運営権設定対象施設を <u>維持</u> していなければならない。
48	要求水準書(案)(本文)	3	3	2.1 事業の目的	バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う集約型公共交通ターミナルの整備・マネジメントを行い、地域における課題を解決するとともに、<u>みち・えき・まち</u>が一体となった新たな空間を官民連携により創出して、道路ネットワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組として現在<u>国</u>で推進している事業である。 本事業の対象である市の近鉄四日市駅周辺では、基盤整備・まちづくりについて、これまで市により中心市街地における望ましい交通結節点の在り方について官民連携で検討が行われ、平成30年12月に「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」が策定されている。 このような状況を踏まえ、<u>国</u>ではバスタプロジェクトとして近鉄四日市駅周辺における交通結節機能の強化や公共交通等の利便性向上を図るため、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」を策定し、関係機関との調整を行い機能配置、デザイン検討、運用方法等の具体化を図ってきた。 本事業は、これらの検討を踏まえ国が整備する近鉄四日市駅周辺における<u>交通結節点である「バスターミナル」</u>について、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。	バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う集約型公共交通ターミナルの整備・マネジメントを行い、地域における課題を解決するとともに、<u>みち・えき・まち</u>が一体となった新たな空間を官民連携により創出して、道路ネットワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組として現在<u>国土交通省</u>で推進している事業である。 本事業の対象である市の近鉄四日市駅周辺では、基盤整備・まちづくりについて、これまで市により中心市街地における望ましい交通結節点の在り方について官民連携で検討が行われ、平成30年12月に「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」が策定されている。 このような状況を踏まえ、<u>国土交通省</u>ではバスタプロジェクトとして近鉄四日市駅周辺における交通結節機能の強化や公共交通等の利便性向上を図るため、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」を策定し、関係機関との調整を行い機能配置、デザイン検討、運用方法等の具体化を図ってきた。 本事業は、これらの検討を踏まえ国が整備する近鉄四日市駅周辺における<u>交通結節点であるバスターミナル</u>について、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、<u>交通結節点であるバスターミナル</u>の効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																								
49	要求水準書(案)(本文)	3	20	2.2 業務の概要	2.2 <u>業務</u> の概要	2.2 <u>事業</u> の概要																																								
50	要求水準書(案)(本文)	3	33	2.3 業務の範囲	2.3 <u>業務</u> の範囲 本事業の <u>業務</u> 範囲は、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業により構成される業務を対象とし、バスターミナル運営等事業と一体として、利便増進事業を運営するものとする。 なお、事業者は以下に示す <u>業務</u> の何れかを一括して第三者に委託することはできないものとする。	2.3 <u>事業</u> の範囲 本事業の範囲は、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業とする。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業は、PFI法に基づく特定事業の対象とする。開業準備は、PFI法に基づく特定事業の対象外であり、国と特定者との間で締結する基本協定に基づき実施する。 なお、事業者は以下に示すa) <u>維持管理業務及びb) 運営業務、利便増進事業</u> の何れかを一括して <u>応募者を除く</u> 第三者に委託することはできないものとする。																																								
51	要求水準書(案)(本文)	3	42	2.3.1 開業準備	<u>事業者・バス事業者・賑わい施設事業者</u> は、入居するために必要となる、内装整備及びその関連業務を行う。	<u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> は、入居するために必要となる、内装整備及びその関連業務を行う。																																								
52	要求水準書(案)(本文)	4	7	2.3.1 a) 維持管理業務	①設備等更新業務(<u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> の追加整備部分)	①設備等更新業務(<u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> の追加整備部分)																																								
53	要求水準書(案)(本文)	4	20	2.3.1 b) 運営業務	⑩その他関連業務(供用約款の策定、広報活動、近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等)	⑩その他関連業務(供用約款の策定、広報活動、「 <u>近鉄四日市駅バスターミナル検討部会</u> 」、「 <u>中央通り再編関係者調整会議</u> 」への参加、近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加、 <u>事業実施状況報告会への協力</u> 等)																																								
54	要求水準書(案)(本文)	4	25	2.3.3 利便増進事業	事業者及び賑わい施設事業者は、本事業の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と <u>費用</u> により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。 ・利便施設の運営 ・ <u>賑わい施設事業者がテナント入居する際に必要となる内装整備</u> ・事業者等が <u>必要と考え</u> 、任意で行う事業・業務 なお、 <u>事業者は、原則として、毎年度</u> 、占用料を <u>国に納付するもの</u> とする。詳細は、募集要項等公表時に示す。	事業者及び賑わい施設事業者は、本事業の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と <u>費用負担</u> により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。 ・利便施設の運営 <u>削除</u> ・事業者等が <u>削除</u> 任意で行う事業・業務 なお、 <u>削除</u> 占用料は <u>0円</u> とする。詳細は、募集要項等公表時に示す。																																								
55	要求水準書(案)(本文)	4	36	2.4 事業期間	<u>本事業の事業期間のうち、運営権存続期間は30年間とする。</u> <u>本事業は、事業者が開業準備を実施する期間(以下、「開業準備期間」という。)及び事業者が運営権に基づき、運営権設定対象施設の運営及び維持管理を実施する期間(以下、「運営権存続期間」という。)</u> で構成される。開業準備期間は、基本協定の締結 <u>後、内装整備が完了し、入居が可能となる日</u> までとする。運営権存続期間は、実施契約の <u>締結日から本事業が終了するまで</u> とする。	事業期間は、事業者が開業準備を実施する「開業準備期間」と、運営権に基づいて <u>バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する</u> 「運営権存続期間」で構成される。 開業準備期間は、基本協定の締結 <u>日から実施契約締結日の前日</u> までとする。運営権存続期間は、実施契約に <u>基づく効力発生日を始期とし、当該効力発生日の30年後の応当日の属する事業年度の末日を終期</u> とする。																																								
56	要求水準書(案)(本文)	5	-	表1 バスターミナルの計画概要	バスターミナルの計画概要を <u>下記</u> に示す。 <table><tr><th colspan="2">表 1 バスターミナルの計画概要</th></tr><tr><td>① 事業名称</td><td>一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業</td></tr><tr><td>② 所在地</td><td>三重県四日市市諏訪栄町、浜田町</td></tr><tr><td>③ 面積</td><td>バスターミナル：約 9,200 m² 特定車両停留施設区域：約 <u>8,100</u> m² 建築面積・延べ面積：約 720 m²</td></tr><tr><td>④ 整備事業区分</td><td>道路事業（国道）</td></tr><tr><td>⑤ 当施設の位置付け</td><td>特定車両停留施設、その他</td></tr><tr><td>⑥ 周辺公共事業</td><td>近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）</td></tr><tr><td>⑦ パース数（予定）</td><td>12 パース （バスターミナル西島の 10 パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）</td></tr><tr><td>⑧ 建物構造</td><td>鉄骨造</td></tr><tr><td>⑨ 階数、高さ</td><td>階数：地上 1 階</td></tr></table>	表 1 バスターミナルの計画概要		① 事業名称	一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業	② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町	③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 <u>8,100</u> m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²	④ 整備事業区分	道路事業（国道）	⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他	⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）	⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の 10 パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）	⑧ 建物構造	鉄骨造	⑨ 階数、高さ	階数：地上 1 階	バスターミナルの計画概要を <u>以下</u> に示す。 <table><tr><th colspan="2">表 1 バスターミナルの計画概要</th></tr><tr><td>① 事業名称</td><td>一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業</td></tr><tr><td>② 所在地</td><td>三重県四日市市諏訪栄町、浜田町</td></tr><tr><td>③ 面積</td><td>バスターミナル：約 9,200 m² 特定車両停留施設区域：約 <u>7,600</u> m² 建築面積・延べ面積：約 720 m²</td></tr><tr><td>④ 整備事業区分</td><td>道路事業（国道）</td></tr><tr><td>⑤ 当施設の位置付け</td><td>特定車両停留施設、その他</td></tr><tr><td>⑥ 周辺公共事業</td><td>近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）</td></tr><tr><td>⑦ パース数（予定）</td><td>12 パース （バスターミナル西島の 10 パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）</td></tr><tr><td>⑧ 建物構造</td><td>鉄骨造</td></tr><tr><td>⑨ 階数、高さ</td><td>階数：地上 1 階（<u>一部 2 階</u>）</td></tr></table>	表 1 バスターミナルの計画概要		① 事業名称	一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業	② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町	③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 <u>7,600</u> m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²	④ 整備事業区分	道路事業（国道）	⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他	⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）	⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の 10 パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）	⑧ 建物構造	鉄骨造	⑨ 階数、高さ	階数：地上 1 階（ <u>一部 2 階</u> ）
表 1 バスターミナルの計画概要																																														
① 事業名称	一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業																																													
② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町																																													
③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 <u>8,100</u> m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²																																													
④ 整備事業区分	道路事業（国道）																																													
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他																																													
⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）																																													
⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の 10 パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）																																													
⑧ 建物構造	鉄骨造																																													
⑨ 階数、高さ	階数：地上 1 階																																													
表 1 バスターミナルの計画概要																																														
① 事業名称	一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業																																													
② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町																																													
③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 <u>7,600</u> m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²																																													
④ 整備事業区分	道路事業（国道）																																													
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他																																													
⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）																																													
⑦ パース数（予定）	12 パース （バスターミナル西島の 10 パースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 パースは主に高速バス等の乗り入れを想定）																																													
⑧ 建物構造	鉄骨造																																													
⑨ 階数、高さ	階数：地上 1 階（ <u>一部 2 階</u> ）																																													

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																						
57	要求水準書(案)(本文)	7	12	2.6 運営権設定対象施設に関する事項	本事業の対象施設は <u>下記</u> のとおりとする。 次表のうち、 <u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> が整備する施設の詳細については、【添付資料4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。	本事業の対象施設は <u>以下</u> のとおりとする。 次表のうち、 <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> が整備する施設の詳細については、【添付資料4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。																																																						
58	要求水準書(案)(本文)	8	-	表3 本事業の対象施設	<table><caption>表 3 本事業の対象施設</caption><table><tr><th>施設区分</th><th>施設名称</th><th>施設詳細</th><th>想定建物</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車両 停留施設</td><td rowspan="3">特定車両用場所</td><td>誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">旅 客 用 場 所</td><td>乗降場</td><td></td></tr><tr><td>通路</td><td>エレベーター <u>(道路区域内)</u> 4 基 エスカレーター <u>(道路区域内)</u> 4 基</td></tr><tr><td>その他</td><td>便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備</td><td>⑤ ①③④⑥ — ⑥ ⑥ —</td></tr><tr><td colspan="2">その他設備</td><td>執務室 電気設備 <u>(バス管制設備等)</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯</td><td>③</td></tr><tr><td colspan="2">施設特有の機能</td><td>防災<u>備蓄</u>倉庫</td><td>⑤</td></tr><tr><td colspan="2"><u>利便施設</u></td><td>飲食・物販施設 (店舗) 自動販売機 <u>自動発券機</u> <u>電気設備 (店舗部分)</u> <u>空調設備 (店舗部分)</u> <u>衛生設備 (店舗部分)</u></td><td>①②③④⑦ <u>③⑥</u></td></tr></table></table>	施設区分	施設名称	施設詳細	想定建物	特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの		旅 客 用 場 所	乗降場		通路	エレベーター <u>(道路区域内)</u> 4 基 エスカレーター <u>(道路区域内)</u> 4 基	その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ — ⑥ ⑥ —	その他設備		執務室 電気設備 <u>(バス管制設備等)</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯	③	施設特有の機能		防災 <u>備蓄</u> 倉庫	⑤	<u>利便施設</u>		飲食・物販施設 (店舗) 自動販売機 <u>自動発券機</u> <u>電気設備 (店舗部分)</u> <u>空調設備 (店舗部分)</u> <u>衛生設備 (店舗部分)</u>	①②③④⑦ <u>③⑥</u>	<table><caption>表 3 本事業の<u>運営権設定</u>対象施設</caption><table><tr><th>施設区分</th><th>施設名称</th><th>施設詳細</th><th>該当建物</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車両 停留施設</td><td rowspan="3">特定車両用場所</td><td>誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">旅 客 用 場 所</td><td>乗降場</td><td></td></tr><tr><td>通路</td><td><u>バスシェルダー</u> エレベーター <u>削除</u> 3 基 エスカレーター <u>削除</u> 4 基 <u>デッキ本体・シェルダー</u> <u>エレベーター・エスカレーター・階段上のシェルダー</u></td></tr><tr><td>その他</td><td>便所 待合室・案内所・チケット販売所 <u>自動発券機</u> ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備</td><td>⑤ ①③④⑥ <u>③⑥</u> — ⑥ ⑥ —</td></tr><tr><td colspan="2">その他設備</td><td>執務室 電気設備 <u>削除</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯 <u>(市整備以外)</u></td><td>③</td></tr><tr><td colspan="2">施設特有の機能</td><td><u>備品倉庫 (防災削除倉庫は調整中)</u></td><td>⑤</td></tr></table></table>	施設区分	施設名称	施設詳細	該当建物	特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの		旅 客 用 場 所	乗降場		通路	<u>バスシェルダー</u> エレベーター <u>削除</u> 3 基 エスカレーター <u>削除</u> 4 基 <u>デッキ本体・シェルダー</u> <u>エレベーター・エスカレーター・階段上のシェルダー</u>	その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 <u>自動発券機</u> ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ <u>③⑥</u> — ⑥ ⑥ —	その他設備		執務室 電気設備 <u>削除</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯 <u>(市整備以外)</u>	③	施設特有の機能		<u>備品倉庫 (防災削除倉庫は調整中)</u>	⑤		
施設区分	施設名称	施設詳細	想定建物																																																									
特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの																																																										
		旅 客 用 場 所	乗降場																																																									
			通路	エレベーター <u>(道路区域内)</u> 4 基 エスカレーター <u>(道路区域内)</u> 4 基																																																								
	その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ — ⑥ ⑥ —																																																									
その他設備		執務室 電気設備 <u>(バス管制設備等)</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯	③																																																									
施設特有の機能		防災 <u>備蓄</u> 倉庫	⑤																																																									
<u>利便施設</u>		飲食・物販施設 (店舗) 自動販売機 <u>自動発券機</u> <u>電気設備 (店舗部分)</u> <u>空調設備 (店舗部分)</u> <u>衛生設備 (店舗部分)</u>	①②③④⑦ <u>③⑥</u>																																																									
施設区分	施設名称	施設詳細	該当建物																																																									
特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの																																																										
		旅 客 用 場 所	乗降場																																																									
			通路	<u>バスシェルダー</u> エレベーター <u>削除</u> 3 基 エスカレーター <u>削除</u> 4 基 <u>デッキ本体・シェルダー</u> <u>エレベーター・エスカレーター・階段上のシェルダー</u>																																																								
	その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 <u>自動発券機</u> ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ <u>③⑥</u> — ⑥ ⑥ —																																																									
その他設備		執務室 電気設備 <u>削除</u> 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯 <u>(市整備以外)</u>	③																																																									
施設特有の機能		<u>備品倉庫 (防災削除倉庫は調整中)</u>	⑤																																																									
59	要求水準書(案)(本文)	8	-	表3 本事業の対象施設	-	※ECI事業等の状況により変更となる場合がある。																																																						
60	要求水準書(案)(本文)	8	-	表4 本事業の対象外施設	<table><caption>表 4 本事業の対象外施設</caption><table><tr><th>施設区分</th><th>施設名称</th><th>施設詳細</th><th>想定建物</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車両 停留施設</td><td rowspan="3">旅 客 用 場 所</td><td>乗降場</td><td><u>バスシェルダー</u></td></tr><tr><td rowspan="2">通路</td><td><u>デッキ本体及びデッキ上の屋根</u> エレベーター・<u>エスカレーター・階段上の屋根</u></td></tr><tr><td>施設特有の機能</td><td><u>屋上緑化</u></td></tr><tr><td>利便施設</td><td>観光案内所 (※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設)</td><td>①</td></tr></table></table>	施設区分	施設名称	施設詳細	想定建物	特定車両 停留施設	旅 客 用 場 所	乗降場	<u>バスシェルダー</u>	通路	<u>デッキ本体及びデッキ上の屋根</u> エレベーター・ <u>エスカレーター・階段上の屋根</u>	施設特有の機能	<u>屋上緑化</u>	利便施設	観光案内所 (※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設)	①	<table><caption>表 4 本事業の<u>運営権設定</u>対象外施設</caption><table><tr><th>施設区分</th><th>施設名称</th><th>施設詳細</th><th>該当建物</th></tr><tr><td rowspan="4">特定車両 停留施設</td><td rowspan="3">旅 客 用 場 所</td><td><u>削除</u> <u>削除</u> エレベーター <u>(駅側のデッキ、北側に位置するもの)</u> 1 基</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">施設特有の機能</td><td><u>既存樹木 (クスノキ)、施設緑化、地上緑化広場 (東島の広場のうち、サークル部)</u> <u>照明柱 (市整備)</u></td></tr><tr><td>観光案内所 (※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設)</td><td>①</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr></table></table>	施設区分	施設名称	施設詳細	該当建物	特定車両 停留施設	旅 客 用 場 所	<u>削除</u> <u>削除</u> エレベーター <u>(駅側のデッキ、北側に位置するもの)</u> 1 基		施設特有の機能	<u>既存樹木 (クスノキ)、施設緑化、地上緑化広場 (東島の広場のうち、サークル部)</u> <u>照明柱 (市整備)</u>	観光案内所 (※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設)	①																											
施設区分	施設名称	施設詳細	想定建物																																																									
特定車両 停留施設	旅 客 用 場 所	乗降場	<u>バスシェルダー</u>																																																									
		通路	<u>デッキ本体及びデッキ上の屋根</u> エレベーター・ <u>エスカレーター・階段上の屋根</u>																																																									
			施設特有の機能	<u>屋上緑化</u>																																																								
	利便施設	観光案内所 (※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設)	①																																																									
施設区分	施設名称	施設詳細	該当建物																																																									
特定車両 停留施設	旅 客 用 場 所	<u>削除</u> <u>削除</u> エレベーター <u>(駅側のデッキ、北側に位置するもの)</u> 1 基																																																										
		施設特有の機能	<u>既存樹木 (クスノキ)、施設緑化、地上緑化広場 (東島の広場のうち、サークル部)</u> <u>照明柱 (市整備)</u>																																																									
			観光案内所 (※市又は観光協会が占用しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設)	①																																																								
61	要求水準書(案)(本文)	8	-	表4 本事業の対象外施設	-	※ECI事業等の状況により変更となる場合がある。																																																						
62	要求水準書(案)(本文)	9	-	表5 本事業の建物(案)	<table><caption>表 5 本事業の建物 (案)</caption><table><tr><th>建物番号</th><th>内容</th><th>面積</th></tr><tr><td>①</td><td>デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内 (行政運営)</td><td>約 40 m²</td></tr><tr><td>②</td><td>デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>③</td><td>チケット販売 (有人)、屋内待合、賑わい施設</td><td>約 120 m²</td></tr><tr><td>④</td><td>屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>⑤</td><td>便所、防災<u>備蓄</u>倉庫</td><td>約 70 m²</td></tr><tr><td>⑥</td><td>チケット販売 (無人)、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ</td><td>約 90 m²</td></tr><tr><td>⑦</td><td>ゲートウェイ施設 (道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等)、賑わい施設</td><td>約 180 m²</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>約 720 m²</td></tr></table></table>	建物番号	内容	面積	①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内 (行政運営)	約 40 m ²	②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	③	チケット販売 (有人)、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²	④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	⑤	便所、防災 <u>備蓄</u> 倉庫	約 70 m ²	⑥	チケット販売 (無人)、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²	⑦	ゲートウェイ施設 (道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等)、賑わい施設	約 180 m ²	合計		約 720 m ²	<table><caption>表 5 本事業の建物 (案)</caption><table><tr><th>建物番号</th><th>内容</th><th>面積</th></tr><tr><td>①</td><td>デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内 (行政運営)</td><td>約 40 m²</td></tr><tr><td>②</td><td>デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>③</td><td>チケット販売 (有人)、屋内待合、賑わい施設</td><td>約 120 m²</td></tr><tr><td>④</td><td>屋内待合、賑わい施設</td><td>約 110 m²</td></tr><tr><td>⑤</td><td>便所、<u>備品倉庫 (防災削除倉庫は調整中)</u></td><td>約 70 m²</td></tr><tr><td>⑥</td><td>チケット販売 (無人)、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ</td><td>約 90 m²</td></tr><tr><td>⑦</td><td>ゲートウェイ施設 (道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等)、賑わい施設</td><td>約 180 m²</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>約 720 m²</td></tr></table></table>	建物番号	内容	面積	①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内 (行政運営)	約 40 m ²	②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	③	チケット販売 (有人)、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²	④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²	⑤	便所、 <u>備品倉庫 (防災削除倉庫は調整中)</u>	約 70 m ²	⑥	チケット販売 (無人)、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²	⑦	ゲートウェイ施設 (道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等)、賑わい施設	約 180 m ²	合計		約 720 m ²
建物番号	内容	面積																																																										
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内 (行政運営)	約 40 m ²																																																										
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																										
③	チケット販売 (有人)、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²																																																										
④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																										
⑤	便所、防災 <u>備蓄</u> 倉庫	約 70 m ²																																																										
⑥	チケット販売 (無人)、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²																																																										
⑦	ゲートウェイ施設 (道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等)、賑わい施設	約 180 m ²																																																										
合計		約 720 m ²																																																										
建物番号	内容	面積																																																										
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内 (行政運営)	約 40 m ²																																																										
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																										
③	チケット販売 (有人)、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²																																																										
④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²																																																										
⑤	便所、 <u>備品倉庫 (防災削除倉庫は調整中)</u>	約 70 m ²																																																										
⑥	チケット販売 (無人)、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²																																																										
⑦	ゲートウェイ施設 (道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等)、賑わい施設	約 180 m ²																																																										
合計		約 720 m ²																																																										

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
63	要求水準書(案)(本文)	9	-	表5 本事業の建物(案)	※建物および建物内施設の配置、規模については、設計・施工関与による場合も含め、変更する場合がある。	※ECI事業等の状況により変更となる場合がある。
64	要求水準書(案)(本文)	10	15	3.1.2 事業者に関する事項	事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ること。また、 <u>下記</u> の各機関を通じて必要な事項を満たすこと。	事業者は、事業期間を通じて、責任ある事業遂行を図ること。また、 <u>以下</u> の各機関を通じて必要な事項を満たすこと。
65	要求水準書(案)(本文)	10	19	3.1.2 a) 開業準備期間	事業者は、維持管理・運営業務開始に向けて <u>下記b)</u> の事項への対応を行うこと。 <u>また、共同企業体を設立する場合は、以下に掲げる事項を満たすこと。</u> <u>①募集要項等の公表時に示す様式に定める共同企業体を設立していること。</u>	事業者は、維持管理・運営業務開始に向けて <u>以下b)</u> の事項への対応を行うこと。 <u>削除</u>
66	要求水準書(案)(本文)	10	22	3.1.2 b) 運営権存続期間	事業者は、事業遂行にあたり、毎年公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告すること。なお、 <u>SPC以外の場合は、</u> 本事業の事業収支を第三者の確認を受けた上で、報告すること。詳細は、募集要項等公表時に示す。 また、事業者は、 <u>下記</u> に掲げる事項を満たすこと。なお、単独の企業 <u>又は共同企業体を設立する場合は、</u> この限りでない。	事業者は、事業遂行にあたり、毎年 <u>度</u> 公認会計士又は監査能力のある第三者(<u>以下「第三者監査人」という。</u>)の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告すること。なお、SPC以外の場合は、本事業の事業収支を第三者 <u>監査人</u> の確認を受けた上で、報告すること。詳細は、募集要項等公表時に示す。 また、事業者は、 <u>以下</u> に掲げる事項を満たすこと。なお、単独の企業 <u>削除</u> は、この限りでない。
67	要求水準書(案)(本文)	10	34	3.1.3 実施体制に関する事項	事業期間を通じて、 <u>下記</u> に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。	事業期間を通じて、 <u>以下</u> に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。
68	要求水準書(案)(本文)	10	43	3.1.4 本事業の調整に関する事項	事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、 <u>下記</u> に掲げる事項を行うこと。	事業者は、総括代理人又は総括代理人直属のスタッフを中心に、各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行できるよう、 <u>以下</u> に掲げる事項を行うこと。
69	要求水準書(案)(本文)	11	12	3.1.5 財務に関する事項	事業者は、事業期間を通じて、 <u>下記</u> に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持すること。	事業者は、事業期間を通じて、 <u>以下</u> に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持すること。
70	要求水準書(案)(本文)	12	5	4.1.1 (1) 開業準備の工事区分	本事業では、A工事及びB工事はECI事業者が設計・施工し、 <u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> は、A工事及びB工事以外の工事(以下「C工事」という。)を自らの費用で設計・施工するものとする。設計・施工の工事区分に関する詳細は、【添付資料4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。	本事業では、A工事及びB工事はECI事業者が設計・施工し、 <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> は、A工事及びB工事以外の工事(以下「C工事」という。)を自らの費用 <u>負担</u> で設計・施工するものとする。設計・施工の工事区分に関する詳細は、【添付資料4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。
71	要求水準書(案)(本文)	12	15	4.1.1 (3) 法手続きの条件	建築確認申請(計画変更等)等に係る手続きはECI事業者が実施する。 <u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> のC工事範囲の設計に伴う計画変更等各種許可の図書作成については、ECI事業者と協力し、速やかに行うこと。なお、申請に係る図書作成料についてC工事に関連する内容は、本事業の事業者の負担とし、ECI事業の負担としない。	建築確認申請(計画変更等)等に係る手続きはECI事業者が実施する。 <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> のC工事範囲の設計に伴う計画変更等各種許可の図書作成については、ECI事業者と協力し、速やかに行うこと。なお、申請に係る図書作成料についてC工事に関連する内容は、本事業の事業者の負担とし、ECI事業の負担としない。
72	要求水準書(案)(本文)	12	22	4.1.2 旅客用場所及び便利施設の整備方針	<u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> がC工事で対応する旅客用場所及び便利施設の整備方針は以下のとおりとする。	<u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> がC工事で対応する旅客用場所及び便利施設の整備方針は以下のとおりとする。
74	要求水準書(案)(本文)	14	1	4.2.1 (1) ③	③ <u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> が自らの <u>費用</u> で設計・施工する内装整備の部分について、4.2.1 (2)～(6)までの内容を満たすようにする。また、設計・施工関与は、次項以降の内容に留意し、特定車両停留施設の維持管理・運営を行う事業者として必要事項をECI事業者へ伝達する。	③ <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> が自らの <u>費用負担</u> で設計・施工する内装整備の部分について、4.2.1 (2)～(6)までの内容を満たすようにする。また、設計・施工関与は、次項以降の内容に留意し、特定車両停留施設の維持管理・運営を行う事業者として必要事項をECI事業者へ伝達する。
75	要求水準書(案)(本文)	16	9	4.2.2 (2) ⑤	水損対策の必要な室には、水系の配管を設けない。やむを得ず設ける場合は、 <u>下記</u> による水損対策を行う。	水損対策の必要な室には、水系の配管を設けない。やむを得ず設ける場合は、 <u>以下</u> による水損対策を行う。
76	要求水準書(案)(本文)	18	2	5.1.3 業務内容	・設備更新業務(<u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> の追加整備部分)	・設備更新業務(<u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> の追加整備部分)
77	要求水準書(案)(本文)	18	36	5.2.2 a) 業務の対象範囲	建築設備点検保守管理業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する区域及び地下駐車場に係る階段等の建築物、バスシュルターを除 <u>き</u> 、特定車両停留施設内の設備とする。	建築設備点検保守管理業務の対象範囲は、利便増進事業を実施する区域 <u>の設備</u> 及び地下駐車場に係る階段等の建築物、バスシュルターを除 <u>く</u> 、特定車両停留施設内の設備とする。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
78	要求水準書(案)(本文)	20	26	5.2.8 b) 要求水準	①植栽維持管理について、周辺環境に配慮し、樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行い、景観上良好な状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持する。 <u>②植栽が周辺に与える影響や強風による樹木の倒壊がないように配慮する。また、台風等で維持管理対象の枝・葉が散乱した場合は適宜、片づける。</u> ③定期点検及び日常点検を組み合わせ、植栽の状況を的確に把握すること。 ④点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。	①植栽維持管理について、周辺環境に配慮し、樹種に応じた病虫害の予防、点検、捕殺、防除及び施肥、剪定、除草、かん水等を定期的に行い、景観上良好な状態を維持するとともに、支柱の設置等を適切に行い、安全な状態を維持する。 <u>②定期点検及び日常点検を組み合わせ、植栽の状況を的確に把握すること。</u> <u>③点検結果等を踏まえ、日常的又は定期的に保守を実施すること。</u>
79	要求水準書(案)(本文)	21	7	5.2.10 b) 要求水準	③交通事故等により被害を受けた運営権設定対象施設または事業者が設置した内装を復旧する場合、運営権設定対象施設の復旧に必要な費用については、国が原因者に対して原形復旧に係る工事費の全部又は一部を請求する。当面の復旧に要する費用については【添付資料4】「設計・施工工事区分表」の区分により、国又は <u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> が負担するものとする。 ④運営権設定対象施設に関する復旧工事の実施については、国で実施する。内装の復旧工事の実施は【添付資料4】「設計・施工工事区分表」の区分により、国又は <u>バス事業者・賑わい施設事業者</u> が実施するものとする。	③交通事故等により被害を受けた運営権設定対象施設または事業者が設置した内装を復旧する場合、運営権設定対象施設の復旧に必要な費用については、国が原因者に対して原形復旧に係る工事費の全部又は一部を請求する。当面の復旧に要する費用については【添付資料4】「設計・施工工事区分表」の区分により、国又は <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> が負担するものとする。 ④運営権設定対象施設に関する復旧工事の実施については、国で実施する。内装の復旧工事の実施は【添付資料4】「設計・施工工事区分表」の区分により、国又は <u>事業者並びにバス事業者及び賑わい施設事業者</u> が実施するものとする。
80	要求水準書(案)(本文)	22	48	6.1.3 業務内容	・運行管理業務(運行ダイヤ調整、運行管理等) ・料金徴収業務(停留料金の設定、届出、収受等) ・安全対策業務 ・利用者対応業務(チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等) ・危機管理対応業務 ・バス便・タクシーの移行調整業務(会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等) ・その他関連業務(供用約款の作成、広報活動、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」への参加、中央通りにおけるエリアマネジメント活動への参加等)	・運行管理業務(運行ダイヤ調整、運行管理等) ・料金徴収業務(停留料金の設定、届出、収受等) ・安全対策業務 ・利用者対応業務(チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等) <u>・主催業務</u> <u>・誘致業務</u> <u>・デジタル化対応業務</u> ・危機管理対応業務 ・バス便・タクシーの移行調整業務(会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等) ・その他関連業務(供用約款の策定、広報活動、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」、「中央通り再編関係者調整会議」への参加、中央通りにおけるエリアマネジメント活動への参加、 <u>事業実施状況報告会への協力</u> 等)
82	要求水準書(案)(本文)	26	10	6.2.8 ⑥	⑥特定車両停留施設については、東島の東海道の歩行者広場を市が地域防災計画で定める指定緊急避難場所として指定 <u>される</u> ことを予定している。大規模災害やテロ等の危険回避または公共交通機関の回復までの一時的(数時間程度)な受け入れを想定し、避難者の周辺の指定緊急避難場所・指定避難所等への避難誘導を円滑に行えるよう、安全確保を行うこと。また、国、四日市市と連携し、特定車両停留施設内に設置するデジタルサイネージにおいて、バスの臨時運行情報や災害情報、避難場所に関する情報提供を行うこと。なお、情報提供は多言語対応やユニバーサルデザインに配慮すること。	⑥特定車両停留施設については、東島の東海道の歩行者広場を市が地域防災計画で定める指定緊急避難場所として指定 <u>する</u> ことを予定している。大規模災害やテロ等の危険回避または公共交通機関の回復までの一時的(数時間程度)な受け入れを想定し、避難者の周辺の指定緊急避難場所・指定避難所等への避難誘導を円滑に行えるよう、安全確保を行うこと。また、国、四日市市と連携し、特定車両停留施設内に設置するデジタルサイネージにおいて、バスの臨時運行情報や災害情報、避難場所に関する情報提供を行うこと。なお、情報提供は多言語対応やユニバーサルデザインに配慮すること。
83	要求水準書(案)(本文)	26	19	6.2.8 ⑧	⑧ <u>備蓄</u> 倉庫には特定車両停留施設利用者に対し、避難誘導やバスターミナル機能確保のための必要最低限の備蓄品を備蓄し、維持管理を行うこと。備品については、【添付資料7】「備蓄品リスト」を参照すること。	⑧ <u>防災</u> 倉庫には特定車両停留施設利用者に対し、避難誘導やバスターミナル機能確保のための必要最低限の備蓄品を備蓄し、維持管理を行うこと。備品については、【添付資料7】「備蓄品リスト」を参照すること。
84	要求水準書(案)(本文)	26	22	6.2.8 ⑨	⑨災害発生時には、発生する帰宅困難者に対して、国、市、近畿日本鉄道株式会社、四日市あすなろう鉄道株式会社、その他鉄道会社等の指示または要請を受けて代替輸送を行うこと。なお、代替輸送に係る人件費、 <u>燃料費</u> 等の費用負担については、国、市、近畿日本鉄道株式会社、四日市あすなろう鉄道株式会社、その他鉄道会社等と事業者の協議により決定する。	⑨災害発生時には、発生する帰宅困難者に対して、国、市、近畿日本鉄道株式会社、四日市あすなろう鉄道株式会社、その他鉄道会社等の指示または要請を受けて <u>バス運行事業者が実施する代替輸送への支援</u> を行うこと。なお、代替輸送 <u>への支援</u> に係る人件費 <u>削除</u> 等の費用負担については、国、市、近畿日本鉄道株式会社、四日市あすなろう鉄道株式会社、その他鉄道会社等と事業者の協議により決定する。
85	要求水準書(案)(本文)	26	27	6.2.8 ⑩	⑩荷捌き・臨時バス乗降スペースは、原則として市が荷捌きを目的に運用しているが、災害発生時等の緊急時においては、必要に応じて臨時のバス乗降スペースとして使用することができる。荷捌き・臨時バス乗降スペースの緊急時の運用の詳細については、国、市及び事業者が協議して定めるものとする。	⑩荷捌き・臨時バス乗降スペースは、原則として市が荷捌きを目的に運用しているが、災害発生時等の緊急時においては、 <u>国及び事業者が</u> 必要に応じて臨時のバス乗降スペースとして使用することができる。荷捌き・臨時バス乗降スペースの緊急時の運用の詳細については、国、市及び事業者が協議して定めるものとする。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																	
86	要求水準書(案)(本文)	27	7	6.2.10 (3)	-	(3) 検討部会・調整会議への参加 ①国は、必要に応じて、事業者に対し、「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」「中央通り再編関係者調整会議」への参加を要請することができる。事業者は、国・市による「近鉄四日市駅バスターミナル検討部会」「中央通り再編関係者調整会議」の運営にあたり、必要な協力を行うものとする。																																																																	
87	要求水準書(案)(本文)	27	21	6.2.10 (5)	-	(5) 事業実施状況報告会への協力 ①国は、必要に応じて、事業者に対し、地域関係者へ事業実施状況に関する報告会を年1回要請することができる。事業者は、国が行う報告会における確認に必要な協力を行うものとする。なお、報告会は既存の地域関係者で構成される会議体での実施を想定している。																																																																	
88	要求水準書(案)(本文)	28	3	7.1 基本的な考え方	事業者及び賑わい施設事業者は、事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。 ・利便施設の運営 ・事業者等が必要と考え、任意で行う事業・業務 なお、原則として、事業者等は、毎年度、占用料を国に納付すること。	事業者及び賑わい施設事業者は、事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用負担により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができる。 ・利便施設の運営 ・事業者等が削除任意で行う事業・業務 削除																																																																	
89	要求水準書(案)(本文)	28	12	7.2 利便施設の運営	事業者は、第4章に示す要求水準に基づき、2.6 運営権設定対象施設に関する事項で示す利便施設について運営権存続期間中、適切に管理・運営すること。	事業者は、2.6 運営権設定対象施設に関する事項で示す利便施設について運営権存続期間中、第4章に示す要求水準に基づき適切に管理するとともに、本事業の目的に沿った利便施設の運営を継続すること。																																																																	
90	要求水準書(案)(本文)	29	-	表7 計画書等の作成	<table><caption>表7 計画書等の作成</caption><tr><th>提出時期</th><th>計画書等</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・要求水準確認書</td><td>・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類</td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・業務仕様書</td><td>・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書</td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・消防計画書</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・防災業務計画書</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・緊急時対応マニュアル</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・長期修繕計画書</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・特定車両停留施設の供用約款</td><td>・停留料金・駐車料金の徴収方法、利用方法、利用制限</td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・外構施設点検保守管理業務 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・植栽維持管理計画書 ・経常修繕業務計画書 ・設備等更新計画書 ・バスターミナル運営業務計画書</td><td>・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務受持者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項</td></tr><tr><td>各事業年度開始の 30 日前</td><td>・年間業務計画書 ・月次業務計画書</td><td>・上記項目における当該年度実施分</td></tr></table>	提出時期	計画書等	主な内容	供用開始 30 日前	・要求水準確認書	・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類	供用開始 30 日前	・業務仕様書	・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書	供用開始 30 日前	・消防計画書		供用開始 30 日前	・防災業務計画書		供用開始 30 日前	・緊急時対応マニュアル		供用開始 30 日前	・長期修繕計画書		供用開始 30 日前	・特定車両停留施設の供用約款	・停留料金・駐車料金の徴収方法、利用方法、利用制限	供用開始 30 日前	・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・外構施設点検保守管理業務 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・植栽維持管理計画書 ・経常修繕業務計画書 ・設備等更新計画書 ・バスターミナル運営業務計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務受持者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項	各事業年度開始の 30 日前	・年間業務計画書 ・月次業務計画書	・上記項目における当該年度実施分	<table><caption>表7 計画書等の作成</caption><tr><th>期 時 出 提</th><th>計画書等</th><th>主な内容</th></tr><tr><td rowspan="8">開業準備期間</td><td>供用開始 30 日前</td><td>・要求水準確認書</td><td>・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類</td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・業務仕様書</td><td>・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書</td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・消防計画書</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・防災業務計画書</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・緊急時対応マニュアル</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・長期修繕計画書</td><td></td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・特定車両停留施設の供用約款</td><td>・停留料金・駐車料金の徴収方法、利用方法、利用制限</td></tr><tr><td>供用開始 30 日前</td><td>・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・外構施設点検保守管理業務 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・植栽維持管理計画書 ・経常修繕業務計画書 ・設備等更新計画書 ・運営業務計画書 ・利便増進事業計画書</td><td>・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務受持者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項</td></tr><tr><td rowspan="2">運営権存続期間</td><td>各事業年度開始の 30 日前</td><td>・年間業務計画書</td><td>・上記項目における当該年度実施分</td></tr><tr><td>各事業月開始の 3 日前</td><td>・月次業務計画書</td><td>・上記項目における当該月実施分</td></tr></table>	期 時 出 提	計画書等	主な内容	開業準備期間	供用開始 30 日前	・要求水準確認書	・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類	供用開始 30 日前	・業務仕様書	・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書	供用開始 30 日前	・消防計画書		供用開始 30 日前	・防災業務計画書		供用開始 30 日前	・緊急時対応マニュアル		供用開始 30 日前	・長期修繕計画書		供用開始 30 日前	・特定車両停留施設の供用約款	・停留料金・駐車料金の徴収方法、利用方法、利用制限	供用開始 30 日前	・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・外構施設点検保守管理業務 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・植栽維持管理計画書 ・経常修繕業務計画書 ・設備等更新計画書 ・運営業務計画書 ・利便増進事業計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務受持者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項	運営権存続期間	各事業年度開始の 30 日前	・年間業務計画書	・上記項目における当該年度実施分	各事業月開始の 3 日前	・月次業務計画書	・上記項目における当該月実施分
提出時期	計画書等	主な内容																																																																					
供用開始 30 日前	・要求水準確認書	・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類																																																																					
供用開始 30 日前	・業務仕様書	・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書																																																																					
供用開始 30 日前	・消防計画書																																																																						
供用開始 30 日前	・防災業務計画書																																																																						
供用開始 30 日前	・緊急時対応マニュアル																																																																						
供用開始 30 日前	・長期修繕計画書																																																																						
供用開始 30 日前	・特定車両停留施設の供用約款	・停留料金・駐車料金の徴収方法、利用方法、利用制限																																																																					
供用開始 30 日前	・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・外構施設点検保守管理業務 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・植栽維持管理計画書 ・経常修繕業務計画書 ・設備等更新計画書 ・バスターミナル運営業務計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務受持者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項																																																																					
各事業年度開始の 30 日前	・年間業務計画書 ・月次業務計画書	・上記項目における当該年度実施分																																																																					
期 時 出 提	計画書等	主な内容																																																																					
開業準備期間	供用開始 30 日前	・要求水準確認書	・計画書等が要求水準を満たすことを確認する書類																																																																				
	供用開始 30 日前	・業務仕様書	・要求水準書及び事業提案書を満たす内容の仕様書																																																																				
	供用開始 30 日前	・消防計画書																																																																					
	供用開始 30 日前	・防災業務計画書																																																																					
	供用開始 30 日前	・緊急時対応マニュアル																																																																					
	供用開始 30 日前	・長期修繕計画書																																																																					
	供用開始 30 日前	・特定車両停留施設の供用約款	・停留料金・駐車料金の徴収方法、利用方法、利用制限																																																																				
	供用開始 30 日前	・建築物保守管理業務計画書 ・建築設備保守管理業務計画書 ・車路点検保守管理業務計画書 ・外構施設点検保守管理業務 ・什器・備品維持管理業務計画書 ・警備業務計画書 ・清掃業務計画書 ・植栽維持管理計画書 ・経常修繕業務計画書 ・設備等更新計画書 ・運営業務計画書 ・利便増進事業計画書	・業務実施体制 ・業務管理体制 ・各業務の責任者の経歴、資格等 ・業務受持者名及び経歴等 ・業務提供内容及び実施方法等 ・業務実施の周知内容及び方法 ・業務報告の内容及び時期 ・苦情等への対応 ・非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応 ・安全管理 ・その他、必要な事項																																																																				
運営権存続期間	各事業年度開始の 30 日前	・年間業務計画書	・上記項目における当該年度実施分																																																																				
	各事業月開始の 3 日前	・月次業務計画書	・上記項目における当該月実施分																																																																				

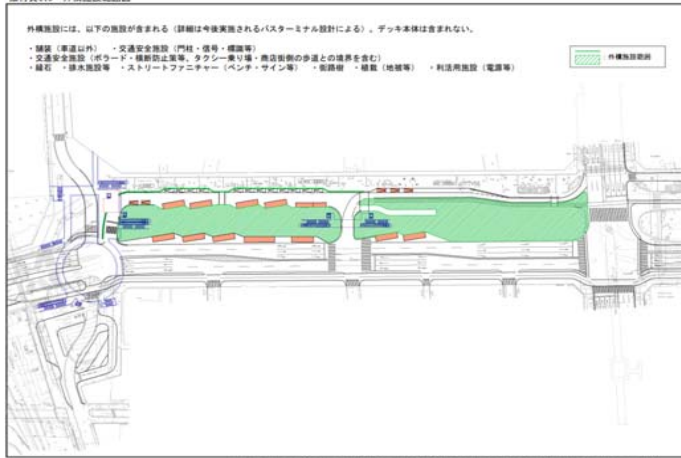
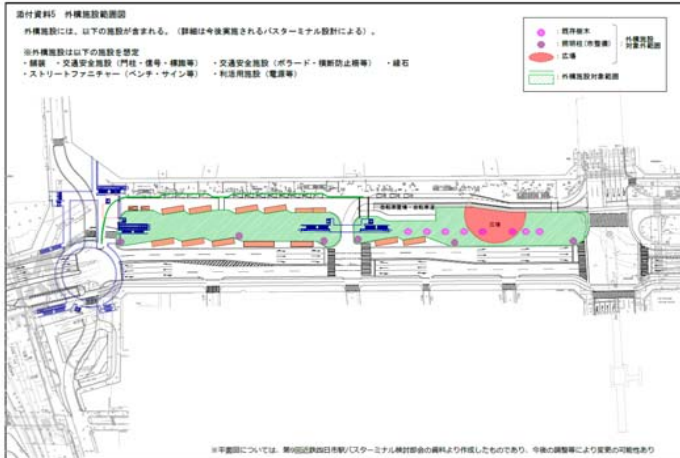
No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																											
91	要求水準書(案)(本文)	30	-	表8 報告書等の作成	<table><caption>表 8 報告書等の作成</caption><tr><th>提出時期</th><th>報告書等</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>各年度終了後 90 日まで</td><td>年度業務報告書</td><td>・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項</td></tr><tr><td>各年度終了後 90 日まで</td><td>財務関係書類</td><td>【SPC を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・SPC が締結する契約書類の写し ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨 【共同企業体を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたものの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・構成企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・共同企業体が締結する契約書類の写し ・運営委員会等の会議等の議事要旨 【上記以外の場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・本事業に関する契約書類の写し ・第三者を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨</td></tr><tr><td>翌月 10 日まで</td><td>月次業務報告書</td><td>・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報（業務日誌）</td></tr></table>	提出時期	報告書等	主な内容	各年度終了後 90 日まで	年度業務報告書	・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項	各年度終了後 90 日まで	財務関係書類	【SPC を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・SPC が締結する契約書類の写し ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨 【共同企業体を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたものの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・構成企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・共同企業体が締結する契約書類の写し ・運営委員会等の会議等の議事要旨 【上記以外の場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・本事業に関する契約書類の写し ・第三者を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨	翌月 10 日まで	月次業務報告書	・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報（業務日誌）	<table><caption>表 8 報告書等の作成</caption><tr><th>提出時期</th><th>報告書等</th><th>主な内容</th></tr><tr><td>各年度終了後 90 日まで</td><td>年度業務報告書</td><td>・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項</td></tr><tr><td>各年度終了後 90 日まで</td><td>財務関係書類</td><td>【SPC を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・SPC が締結する契約書類の写し ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨 削除 【上記以外の場合】 ・本事業の財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者監査人の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・本事業に関する契約書類の写し ・第三者監査人を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨</td></tr><tr><td>翌月 10 日まで</td><td>月次業務報告書</td><td>・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報（業務日誌） ・点検保守・修繕対応記録 ・打合せ議事録 ・要求水準書の達成状況の確認結果 ・その他必要となる事項</td></tr><tr><td>国の要請があった場合</td><td>日報</td><td>・日ごとに実施した業務内容</td></tr></table>	提出時期	報告書等	主な内容	各年度終了後 90 日まで	年度業務報告書	・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項	各年度終了後 90 日まで	財務関係書類	【SPC を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・SPC が締結する契約書類の写し ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨 削除 【上記以外の場合】 ・ 本事業の 財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者 監査人 の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・本事業に関する契約書類の写し ・第三者 監査人 を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨	翌月 10 日まで	月次業務報告書	・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報（業務日誌） ・点検保守・修繕対応記録 ・打合せ議事録 ・要求水準書の達成状況の確認結果 ・その他必要となる事項	国の要請があった場合	日報	・日ごとに実施した業務内容
					提出時期	報告書等	主な内容																										
各年度終了後 90 日まで	年度業務報告書	・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項																															
各年度終了後 90 日まで	財務関係書類	【SPC を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・SPC が締結する契約書類の写し ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨 【共同企業体を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたものの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・構成企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・共同企業体が締結する契約書類の写し ・運営委員会等の会議等の議事要旨 【上記以外の場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・本事業に関する契約書類の写し ・第三者を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨																															
翌月 10 日まで	月次業務報告書	・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報（業務日誌）																															
提出時期	報告書等	主な内容																															
各年度終了後 90 日まで	年度業務報告書	・管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項 ・セルフモニタリングの結果 ・各業務における発注状況がわかる情報 ・その他必要となる事項																															
各年度終了後 90 日まで	財務関係書類	【SPC を設立する場合】 ・財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の監査済財務書類の写し） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・SPC の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・SPC が締結する契約書類の写し ・SPC の株主総会及び取締役会議事要旨 削除 【上記以外の場合】 ・ 本事業の 財務に関する書類（キャッシュフロー計算書等の本事業の事業収支を第三者 監査人 の確認を受けたもの） ・上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等 ・単独企業の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む） ・本事業に関する契約書類の写し ・第三者 監査人 を含む本事業の運営に関する会議等の議事要旨																															
翌月 10 日まで	月次業務報告書	・各月の業務の実施内容 ・苦情等及び対応結果 ・日報（業務日誌） ・点検保守・修繕対応記録 ・打合せ議事録 ・要求水準書の達成状況の確認結果 ・その他必要となる事項																															
国の要請があった場合	日報	・日ごとに実施した業務内容																															

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業の実施に関する方針等の訂正表

令和5年6月14日に公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 要求水準書(案) 別添資料」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	別添資料1	1	9	ア. 法令	⑥財政法(昭和22年法律第84号)	⑥財政法(昭和22年法律第34号)
2	別添資料1	1	17	ア. 法令	⑭災害対策基本法(昭和36年法律第233号)	⑭災害対策基本法(昭和36年法律第223号)
3	別添資料1	1	33	ア. 法令	-	警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)
4	別添資料1	2	11	ア. 法令	⑤四日市市都市景観条例(平成6年条例第9号)	⑤四日市市削除景観条例(平成19年条例第53号)
5	別添資料2	2	-	-	-	別添資料2 近鉄四日市駅バスターミナルの概略図面等(近鉄四日市駅バスターミナルにおける特定車両待留施設の範囲及び建物配置) 駅前デッキ (旅客用場所(通路)) 建物② 建物③ 建物④ 建物⑤ 荷物き・臨時乗降スペース 建物⑥ 建物⑦ 特定車両用場所 (待留場所) 特定車両用場所 (既設車路) 東西デッキ (旅客用場所(通路)) 建物① 区域 特定車両待留施設 旅客用場所(その他の旅客の用に供する場所)と施設特有の機能(公益・防災)との併用施設:建物⑤、建物⑥ 施設 利便施設と旅客用場所(その他の旅客の用に供する場所)の併用施設:建物②、建物③、建物④ 利便施設と施設特有の機能(公益・防災)との併用施設:建物①、建物⑦
6	別添資料3	1	-	-	(25ページに拡大版を記載) 別添資料3 道路区域図 特定車両待留施設区域 ※平面図については、策定後近鉄四日市駅バスターミナル施設整備の資料より作成したものであり、今後の開発等により変更の可能性あり	(25ページに拡大版を記載) 別添資料3 道路区域図 特定車両待留施設区域 ※平面図については、策定後近鉄四日市駅バスターミナル施設整備の資料より作成したものであり、今後の開発等により変更の可能性あり

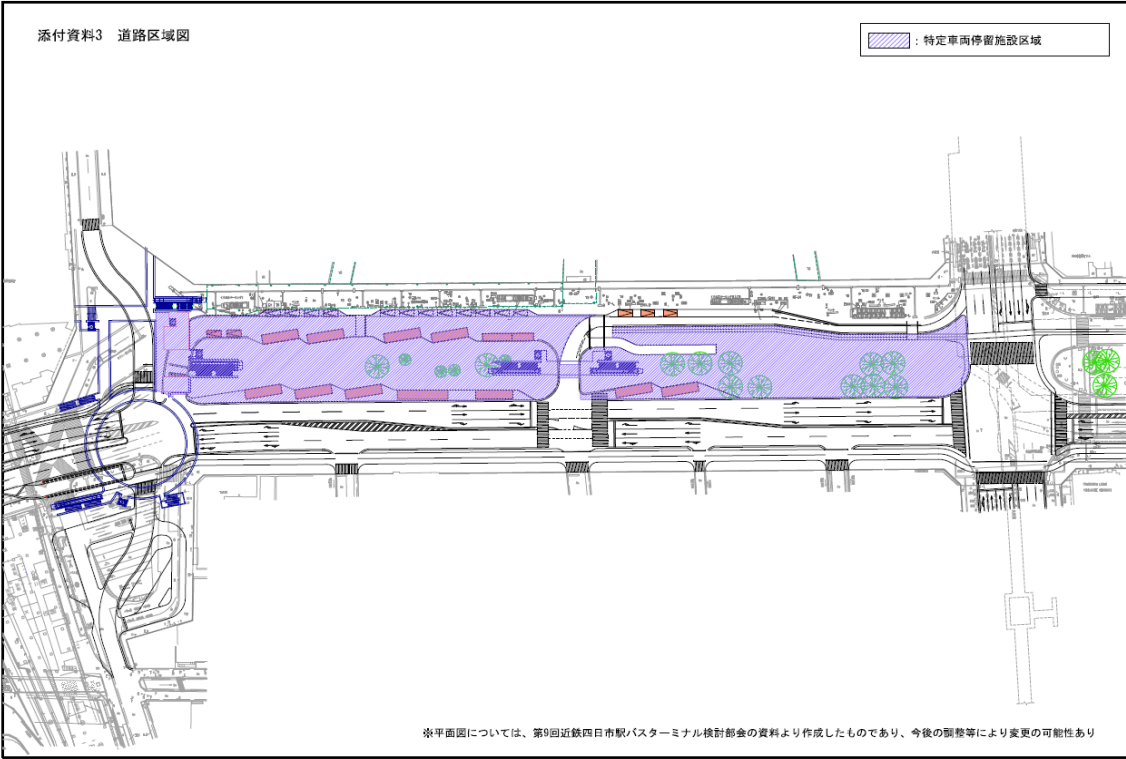
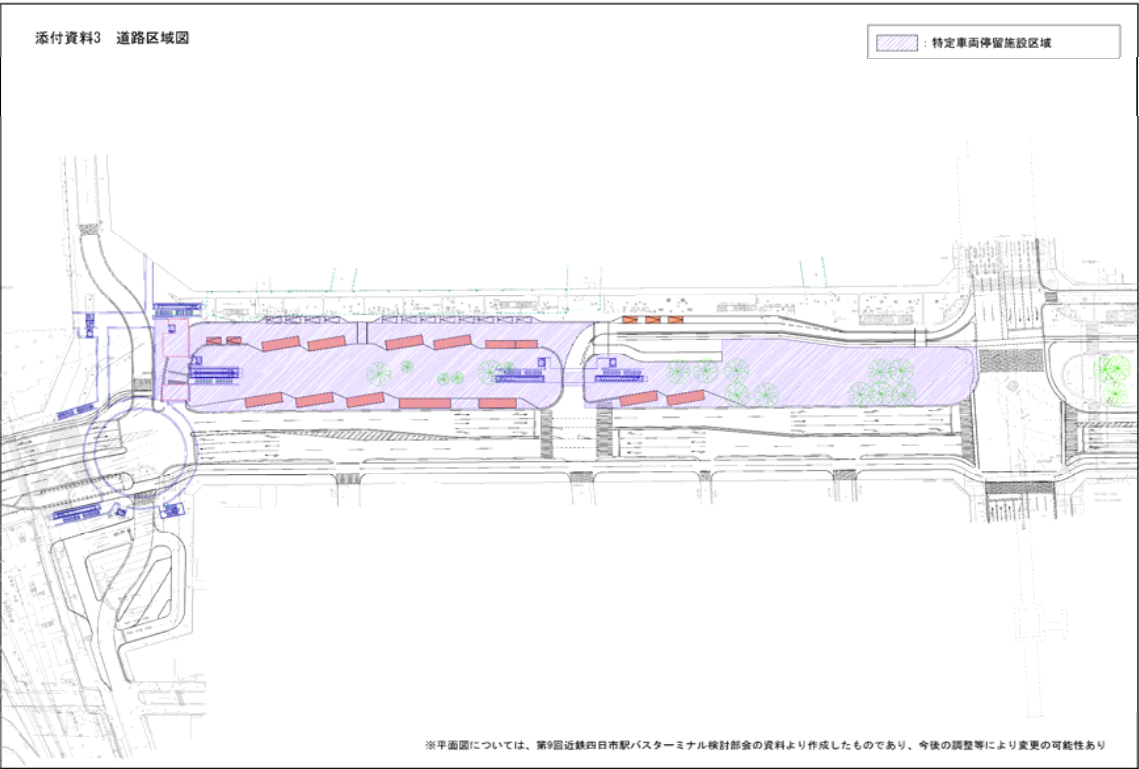
No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																										
7	別添資料4	1	-	設計・施工工事区分表	添付資料4 設計・施工工事区分表 設計・工事区分 ア：賑わい施設事業者で内装等の設計・施工が全ての必要な建物 イ：バス事業者・賑わい施設事業者で内装等の設計・施工が一部の必要な建物 ウ：内装を含めて国で整備する建物 <table><tr><th>建物</th><th>内容</th><th>工事区分</th></tr><tr><td>①</td><td>デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営） ※観光案内（行政運営）は事業者の設計・施工範囲から除く</td><td>ア</td></tr><tr><td>②</td><td>デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設</td><td>ア</td></tr><tr><td>③</td><td>チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設</td><td>イ</td></tr><tr><td>④</td><td>屋内待合、賑わい施設</td><td>イ</td></tr><tr><td>⑤</td><td>便所、防災備蓄倉庫</td><td>ウ</td></tr><tr><td>⑥</td><td>チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ</td><td>ウ</td></tr><tr><td>⑦</td><td>ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設</td><td>ア</td></tr></table> 図 ※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり ※シェルター・建物の形状・配置については、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり	建物	内容	工事区分	①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営） ※観光案内（行政運営）は事業者の設計・施工範囲から除く	ア	②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	ア	③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	イ	④	屋内待合、賑わい施設	イ	⑤	便所、防災備蓄倉庫	ウ	⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	ウ	⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	ア	添付資料4 設計・施工工事区分表 <table><tr><th>建物番号</th><th>機能</th><th>施設</th><th>A工事</th><th>B工事</th><th>C工事</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">①</td><td>公益機能</td><td>情報提供施設</td><td>国</td><td>国</td><td>市</td><td></td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>国</td><td>国</td><td>事業者</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">②</td><td>交通機能</td><td>待合施設</td><td>国</td><td>国</td><td>事業者</td><td></td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">③</td><td rowspan="3">交通機能</td><td>待合施設</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td>チケット販売所</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td>執務室</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">④</td><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>国</td><td>国</td><td>事業者</td><td></td></tr><tr><td>交通機能</td><td>待合施設</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">⑤</td><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>国</td><td>国</td><td>事業者</td><td></td></tr><tr><td>交通機能</td><td>トイレ（多目的含む）</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">⑥</td><td>公益機能</td><td>子育て支援機能</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">交通機能</td><td>待合施設</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td>多目的トイレ</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td>公益機能</td><td>パウダーコーナー</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">⑦</td><td>公益機能</td><td>コインロッカー</td><td>国</td><td>国</td><td>国</td><td></td></tr><tr><td>利便機能</td><td>地域交流・情報提供施設</td><td>国</td><td>国</td><td>事業者</td><td></td></tr></table> 「利便機能（収益施設）」のC工事は事業者で実施する。 建物②及び⑦のC工事は事業者で実施する。 防災倉庫は調整中 ■：交通機能 ■：公益機能 ■：利便機能 ※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料をもとに作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり ※シェルター・建物の形状・配置については、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり	建物番号	機能	施設	A工事	B工事	C工事	備考	①	公益機能	情報提供施設	国	国	市		利便機能	収益施設	国	国	事業者		②	交通機能	待合施設	国	国	事業者		利便機能	収益施設					③	交通機能	待合施設	国	国	国		チケット販売所	国	国	国		執務室	国	国	国		④	利便機能	収益施設	国	国	事業者		交通機能	待合施設	国	国	国		⑤	利便機能	収益施設	国	国	事業者		交通機能	トイレ（多目的含む）	国	国	国		⑥	公益機能	子育て支援機能	国	国	国		交通機能	待合施設	国	国	国		多目的トイレ	国	国	国		公益機能	パウダーコーナー	国	国	国		⑦	公益機能	コインロッカー	国	国	国		利便機能	地域交流・情報提供施設	国	国	事業者																		
建物	内容	工事区分																																																																																																																																																														
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営） ※観光案内（行政運営）は事業者の設計・施工範囲から除く	ア																																																																																																																																																														
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	ア																																																																																																																																																														
③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	イ																																																																																																																																																														
④	屋内待合、賑わい施設	イ																																																																																																																																																														
⑤	便所、防災備蓄倉庫	ウ																																																																																																																																																														
⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	ウ																																																																																																																																																														
⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	ア																																																																																																																																																														
建物番号	機能	施設	A工事	B工事	C工事	備考																																																																																																																																																										
①	公益機能	情報提供施設	国	国	市																																																																																																																																																											
	利便機能	収益施設	国	国	事業者																																																																																																																																																											
②	交通機能	待合施設	国	国	事業者																																																																																																																																																											
	利便機能	収益施設																																																																																																																																																														
③	交通機能	待合施設	国	国	国																																																																																																																																																											
		チケット販売所	国	国	国																																																																																																																																																											
		執務室	国	国	国																																																																																																																																																											
④	利便機能	収益施設	国	国	事業者																																																																																																																																																											
	交通機能	待合施設	国	国	国																																																																																																																																																											
⑤	利便機能	収益施設	国	国	事業者																																																																																																																																																											
	交通機能	トイレ（多目的含む）	国	国	国																																																																																																																																																											
⑥	公益機能	子育て支援機能	国	国	国																																																																																																																																																											
	交通機能	待合施設	国	国	国																																																																																																																																																											
		多目的トイレ	国	国	国																																																																																																																																																											
	公益機能	パウダーコーナー	国	国	国																																																																																																																																																											
⑦	公益機能	コインロッカー	国	国	国																																																																																																																																																											
	利便機能	地域交流・情報提供施設	国	国	事業者																																																																																																																																																											
8	別添資料4	2	-	入居に際する工事区分(概要)	入居に際する工事区分（概要） <table><tr><th colspan="2">工事</th><th>国</th><th>バス事業者 賑わい施設事業者</th></tr><tr><td rowspan="3">建築工事</td><td>建物本体</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>内装</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>運営事業内容に伴う建物本体の改修</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>電気設備工事</td><td>電灯や電話の所定の場所までの配管配線</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>上記以外の工事</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>機械設備工事</td><td>法基準上必要な施設や区画内までの配管</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>上記以外の工事</td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>防災設備工事</td><td>法基準上必要な工事</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td></td><td>入居時の内装工事に伴う変更</td><td></td><td>○</td></tr></table>	工事		国	バス事業者 賑わい施設事業者	建築工事	建物本体	○		内装		○	運営事業内容に伴う建物本体の改修		○	電気設備工事	電灯や電話の所定の場所までの配管配線	○			上記以外の工事		○	機械設備工事	法基準上必要な施設や区画内までの配管	○			上記以外の工事		○	防災設備工事	法基準上必要な工事	○			入居時の内装工事に伴う変更		○	削除																																																																																																																				
工事		国	バス事業者 賑わい施設事業者																																																																																																																																																													
建築工事	建物本体	○																																																																																																																																																														
	内装		○																																																																																																																																																													
	運営事業内容に伴う建物本体の改修		○																																																																																																																																																													
電気設備工事	電灯や電話の所定の場所までの配管配線	○																																																																																																																																																														
	上記以外の工事		○																																																																																																																																																													
機械設備工事	法基準上必要な施設や区画内までの配管	○																																																																																																																																																														
	上記以外の工事		○																																																																																																																																																													
防災設備工事	法基準上必要な工事	○																																																																																																																																																														
	入居時の内装工事に伴う変更		○																																																																																																																																																													
9	別添資料4	3	-	工事区分表(ア:賑わい施設事業者で内装及び設備工事が必要な建物)(建築工事)	(26ページに拡大版を記載) <table><tr><th rowspan="2">工事</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">ア工事 (賑わい施設事業者で内装及び設備工事が必要な建物)</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>建築工事</th><th>設備工事</th></tr><tr><td>外壁・外装建築</td><td>改工事</td><td>外壁・装飾等 外装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>窓</td><td>窓枠・サッシ交換等</td><td>なし</td><td>A工事以降の改工事</td><td></td></tr><tr><td>内装等/壁</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>内装等/床</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>内装等/天井</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>照明設備</td><td>改工事</td><td>照明・電気設備 照明部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>空調設備</td><td>改工事</td><td>空調・冷暖房設備 空調部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>給排水設備</td><td>改工事</td><td>給排水・衛生設備 給排水部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>電気設備</td><td>改工事</td><td>電気・情報通信設備 電気部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>消防設備</td><td>改工事</td><td>消防・防災設備 消防部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>エレベーター</td><td>改工事</td><td>エレベーター・階段昇降機 エレベーター部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>トイレ</td><td>改工事</td><td>トイレ・多目的トイレ トイレ部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>改工事</td><td>その他 その他、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr></table>	工事	区分	ア工事 (賑わい施設事業者で内装及び設備工事が必要な建物)		備考	建築工事	設備工事	外壁・外装建築	改工事	外壁・装飾等 外装部、A工事からの変更追加工事	なし		窓	窓枠・サッシ交換等	なし	A工事以降の改工事		内装等/壁	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		内装等/床	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		内装等/天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		照明設備	改工事	照明・電気設備 照明部、A工事からの変更追加工事	なし		空調設備	改工事	空調・冷暖房設備 空調部、A工事からの変更追加工事	なし		給排水設備	改工事	給排水・衛生設備 給排水部、A工事からの変更追加工事	なし		電気設備	改工事	電気・情報通信設備 電気部、A工事からの変更追加工事	なし		消防設備	改工事	消防・防災設備 消防部、A工事からの変更追加工事	なし		エレベーター	改工事	エレベーター・階段昇降機 エレベーター部、A工事からの変更追加工事	なし		トイレ	改工事	トイレ・多目的トイレ トイレ部、A工事からの変更追加工事	なし		その他	改工事	その他 その他、A工事からの変更追加工事	なし		(26ページに拡大版を記載) <table><tr><th rowspan="2">工事</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">イ工事 (バス事業者・賑わい施設事業者で内装及び設備工事が一部の必要な建物)</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>建築工事</th><th>設備工事</th></tr><tr><td>外壁・外装建築</td><td>改工事</td><td>外壁・装飾等 外装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>窓</td><td>窓枠・サッシ交換等</td><td>なし</td><td>A工事以降の改工事</td><td></td></tr><tr><td>内装等/壁</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>内装等/床</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>内装等/天井</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>天井</td><td>改工事</td><td>内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>照明設備</td><td>改工事</td><td>照明・電気設備 照明部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>空調設備</td><td>改工事</td><td>空調・冷暖房設備 空調部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>給排水設備</td><td>改工事</td><td>給排水・衛生設備 給排水部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>電気設備</td><td>改工事</td><td>電気・情報通信設備 電気部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>消防設備</td><td>改工事</td><td>消防・防災設備 消防部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>エレベーター</td><td>改工事</td><td>エレベーター・階段昇降機 エレベーター部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>トイレ</td><td>改工事</td><td>トイレ・多目的トイレ トイレ部、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td>改工事</td><td>その他 その他、A工事からの変更追加工事</td><td>なし</td><td></td></tr></table>	工事	区分	イ工事 (バス事業者・賑わい施設事業者で内装及び設備工事が一部の必要な建物)		備考	建築工事	設備工事	外壁・外装建築	改工事	外壁・装飾等 外装部、A工事からの変更追加工事	なし		窓	窓枠・サッシ交換等	なし	A工事以降の改工事		内装等/壁	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		内装等/床	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		内装等/天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし		照明設備	改工事	照明・電気設備 照明部、A工事からの変更追加工事	なし		空調設備	改工事	空調・冷暖房設備 空調部、A工事からの変更追加工事	なし		給排水設備	改工事	給排水・衛生設備 給排水部、A工事からの変更追加工事	なし		電気設備	改工事	電気・情報通信設備 電気部、A工事からの変更追加工事	なし		消防設備	改工事	消防・防災設備 消防部、A工事からの変更追加工事	なし		エレベーター	改工事	エレベーター・階段昇降機 エレベーター部、A工事からの変更追加工事	なし		トイレ	改工事	トイレ・多目的トイレ トイレ部、A工事からの変更追加工事	なし		その他	改工事	その他 その他、A工事からの変更追加工事	なし	
工事	区分	ア工事 (賑わい施設事業者で内装及び設備工事が必要な建物)		備考																																																																																																																																																												
		建築工事	設備工事																																																																																																																																																													
外壁・外装建築	改工事	外壁・装飾等 外装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
窓	窓枠・サッシ交換等	なし	A工事以降の改工事																																																																																																																																																													
内装等/壁	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
内装等/床	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
内装等/天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
照明設備	改工事	照明・電気設備 照明部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
空調設備	改工事	空調・冷暖房設備 空調部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
給排水設備	改工事	給排水・衛生設備 給排水部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
電気設備	改工事	電気・情報通信設備 電気部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
消防設備	改工事	消防・防災設備 消防部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
エレベーター	改工事	エレベーター・階段昇降機 エレベーター部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
トイレ	改工事	トイレ・多目的トイレ トイレ部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
その他	改工事	その他 その他、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
工事	区分	イ工事 (バス事業者・賑わい施設事業者で内装及び設備工事が一部の必要な建物)		備考																																																																																																																																																												
		建築工事	設備工事																																																																																																																																																													
外壁・外装建築	改工事	外壁・装飾等 外装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
窓	窓枠・サッシ交換等	なし	A工事以降の改工事																																																																																																																																																													
内装等/壁	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
内装等/床	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
内装等/天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
天井	改工事	内装・装飾等 内装部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
照明設備	改工事	照明・電気設備 照明部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
空調設備	改工事	空調・冷暖房設備 空調部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
給排水設備	改工事	給排水・衛生設備 給排水部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
電気設備	改工事	電気・情報通信設備 電気部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
消防設備	改工事	消防・防災設備 消防部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
エレベーター	改工事	エレベーター・階段昇降機 エレベーター部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
トイレ	改工事	トイレ・多目的トイレ トイレ部、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													
その他	改工事	その他 その他、A工事からの変更追加工事	なし																																																																																																																																																													

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後																																																																																																																																																											
13	別添資料4	-	-	什器	-	<table><tr><th colspan="5">表 什器</th></tr><tr><th>建物①</th><th></th><th>国</th><th>事業者</th><th>その他 (観光協会)</th><th>備考</th></tr><tr><td>公益機能</td><td>情報提供施設</td><td>-</td><td>-</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物②</th></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物③</th></tr><tr><td></td><td>待合施設</td><td>●</td><td>-</td><td>-</td><td>待合ベンチ（固定）・ごみ箱</td></tr><tr><td>交通機能</td><td>チケット販売所</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td></td><td>執務室</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物④</th></tr><tr><td>交通機能</td><td>待合施設</td><td>●</td><td>-</td><td>-</td><td>待合ベンチ（固定）・ごみ箱</td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物⑤</th></tr><tr><td>交通機能</td><td>トイレ（多目的含む）</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td></td><td>備品倉庫</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>棚</td></tr><tr><td>公益機能</td><td>子育て支援機能</td><td>●</td><td>-</td><td>-</td><td>おもむつ交換台・ごみ箱・椅子・テーブル</td></tr><tr><td></td><td>防災倉庫</td><td>●</td><td>-</td><td>-</td><td>棚</td></tr><tr><th colspan="6">建物⑥</th></tr><tr><td></td><td>待合施設</td><td>●</td><td>-</td><td>-</td><td>待合ベンチ・ごみ箱（固定）</td></tr><tr><td>交通機能</td><td>多目的トイレ</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td></td><td>パウダーコーナー</td><td>●</td><td>-</td><td>-</td><td>鏡・荷物置き（固定）</td></tr><tr><td>公益機能</td><td>コインロッカー</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>コインロッカー本体</td></tr><tr><th colspan="6">建物⑦</th></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr></table>	表 什器					建物①		国	事業者	その他 (観光協会)	備考	公益機能	情報提供施設	-	-	●		利便機能	収益施設	-	●	-		建物②						利便機能	収益施設	-	●	-		建物③							待合施設	●	-	-	待合ベンチ（固定）・ごみ箱	交通機能	チケット販売所	-	●	-			執務室	-	●	-		利便機能	収益施設	-	●	-		建物④						交通機能	待合施設	●	-	-	待合ベンチ（固定）・ごみ箱	利便機能	収益施設	-	●	-		建物⑤						交通機能	トイレ（多目的含む）	-	-	-			備品倉庫	-	●	-	棚	公益機能	子育て支援機能	●	-	-	おもむつ交換台・ごみ箱・椅子・テーブル		防災倉庫	●	-	-	棚	建物⑥							待合施設	●	-	-	待合ベンチ・ごみ箱（固定）	交通機能	多目的トイレ	-	-	-			パウダーコーナー	●	-	-	鏡・荷物置き（固定）	公益機能	コインロッカー	-	●	-	コインロッカー本体	建物⑦						利便機能	収益施設	-	●	-	
表 什器																																																																																																																																																																	
建物①		国	事業者	その他 (観光協会)	備考																																																																																																																																																												
公益機能	情報提供施設	-	-	●																																																																																																																																																													
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物②																																																																																																																																																																	
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物③																																																																																																																																																																	
	待合施設	●	-	-	待合ベンチ（固定）・ごみ箱																																																																																																																																																												
交通機能	チケット販売所	-	●	-																																																																																																																																																													
	執務室	-	●	-																																																																																																																																																													
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物④																																																																																																																																																																	
交通機能	待合施設	●	-	-	待合ベンチ（固定）・ごみ箱																																																																																																																																																												
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物⑤																																																																																																																																																																	
交通機能	トイレ（多目的含む）	-	-	-																																																																																																																																																													
	備品倉庫	-	●	-	棚																																																																																																																																																												
公益機能	子育て支援機能	●	-	-	おもむつ交換台・ごみ箱・椅子・テーブル																																																																																																																																																												
	防災倉庫	●	-	-	棚																																																																																																																																																												
建物⑥																																																																																																																																																																	
	待合施設	●	-	-	待合ベンチ・ごみ箱（固定）																																																																																																																																																												
交通機能	多目的トイレ	-	-	-																																																																																																																																																													
	パウダーコーナー	●	-	-	鏡・荷物置き（固定）																																																																																																																																																												
公益機能	コインロッカー	-	●	-	コインロッカー本体																																																																																																																																																												
建物⑦																																																																																																																																																																	
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
14	別添資料4	-	-	備品	-	<table><tr><th colspan="5">表 備品</th></tr><tr><th>建物①</th><th></th><th>国</th><th>事業者</th><th>その他 (観光協会)</th><th>備考</th></tr><tr><td>公益機能</td><td>情報提供施設</td><td>-</td><td>-</td><td>●</td><td></td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物②</th></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物③</th></tr><tr><td></td><td>待合施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）</td></tr><tr><td>交通機能</td><td>チケット販売所</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td></td><td>執務室</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物④</th></tr><tr><td>交通機能</td><td>待合施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）</td></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物⑤</th></tr><tr><td>交通機能</td><td>トイレ（多目的含む）</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>消耗品</td></tr><tr><td></td><td>備品倉庫</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>事業者にて必要な備品 （清掃用具・行列整理用パーテーション等）</td></tr><tr><td>公益機能</td><td>子育て支援機能</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td></td><td>防災倉庫</td><td>●</td><td>-</td><td>-</td><td>防災関連備品は当初国で用意し 事業者にて入れ替え・保管（詳細は別添資料7）</td></tr><tr><th colspan="6">建物⑥</th></tr><tr><td>交通機能</td><td>待合施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）</td></tr><tr><td></td><td>多目的トイレ</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td>消耗品</td></tr><tr><td>公益機能</td><td>パウダーコーナー</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><td></td><td>コインロッカー</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td></tr><tr><th colspan="6">建物⑦</th></tr><tr><td>利便機能</td><td>収益施設</td><td>-</td><td>●</td><td>-</td><td></td></tr></table>	表 備品					建物①		国	事業者	その他 (観光協会)	備考	公益機能	情報提供施設	-	-	●		利便機能	収益施設	-	●	-		建物②						利便機能	収益施設	-	●	-		建物③							待合施設	-	●	-	事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）	交通機能	チケット販売所	-	●	-			執務室	-	●	-		利便機能	収益施設	-	●	-		建物④						交通機能	待合施設	-	●	-	事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）	利便機能	収益施設	-	●	-		建物⑤						交通機能	トイレ（多目的含む）	-	●	-	消耗品		備品倉庫	-	●	-	事業者にて必要な備品 （清掃用具・行列整理用パーテーション等）	公益機能	子育て支援機能	-	-	-			防災倉庫	●	-	-	防災関連備品は当初国で用意し 事業者にて入れ替え・保管（詳細は別添資料7）	建物⑥						交通機能	待合施設	-	●	-	事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）		多目的トイレ	-	●	-	消耗品	公益機能	パウダーコーナー	-	-	-			コインロッカー	-	-	-		建物⑦						利便機能	収益施設	-	●	-	
表 備品																																																																																																																																																																	
建物①		国	事業者	その他 (観光協会)	備考																																																																																																																																																												
公益機能	情報提供施設	-	-	●																																																																																																																																																													
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物②																																																																																																																																																																	
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物③																																																																																																																																																																	
	待合施設	-	●	-	事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）																																																																																																																																																												
交通機能	チケット販売所	-	●	-																																																																																																																																																													
	執務室	-	●	-																																																																																																																																																													
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物④																																																																																																																																																																	
交通機能	待合施設	-	●	-	事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）																																																																																																																																																												
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
建物⑤																																																																																																																																																																	
交通機能	トイレ（多目的含む）	-	●	-	消耗品																																																																																																																																																												
	備品倉庫	-	●	-	事業者にて必要な備品 （清掃用具・行列整理用パーテーション等）																																																																																																																																																												
公益機能	子育て支援機能	-	-	-																																																																																																																																																													
	防災倉庫	●	-	-	防災関連備品は当初国で用意し 事業者にて入れ替え・保管（詳細は別添資料7）																																																																																																																																																												
建物⑥																																																																																																																																																																	
交通機能	待合施設	-	●	-	事業者にて必要な備品 （時計・行列整理用パーテーション等）																																																																																																																																																												
	多目的トイレ	-	●	-	消耗品																																																																																																																																																												
公益機能	パウダーコーナー	-	-	-																																																																																																																																																													
	コインロッカー	-	-	-																																																																																																																																																													
建物⑦																																																																																																																																																																	
利便機能	収益施設	-	●	-																																																																																																																																																													
15	別添資料5	1	-	-	(28ページに拡大版を記載) 	(28ページに拡大版を記載) 																																																																																																																																																											

24 / 29 ページ

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業の実施に関する方針等の訂正表

令和5年6月14日に公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 要求水準書(案) 別添資料 No6 No9 No10 No13 No14」について拡大資料を下記に記載する。

No.6		拡大図
訂正前	添付資料3 道路区域図 ：特定車両停留施設区域  ※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり	
訂正後	添付資料3 道路区域図 ：特定車両停留施設区域  ※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり	

No.9

拡大図

訂正前

工事区分表（ア：賑わい施設事業者で内装及び設備工事が必要な建物）

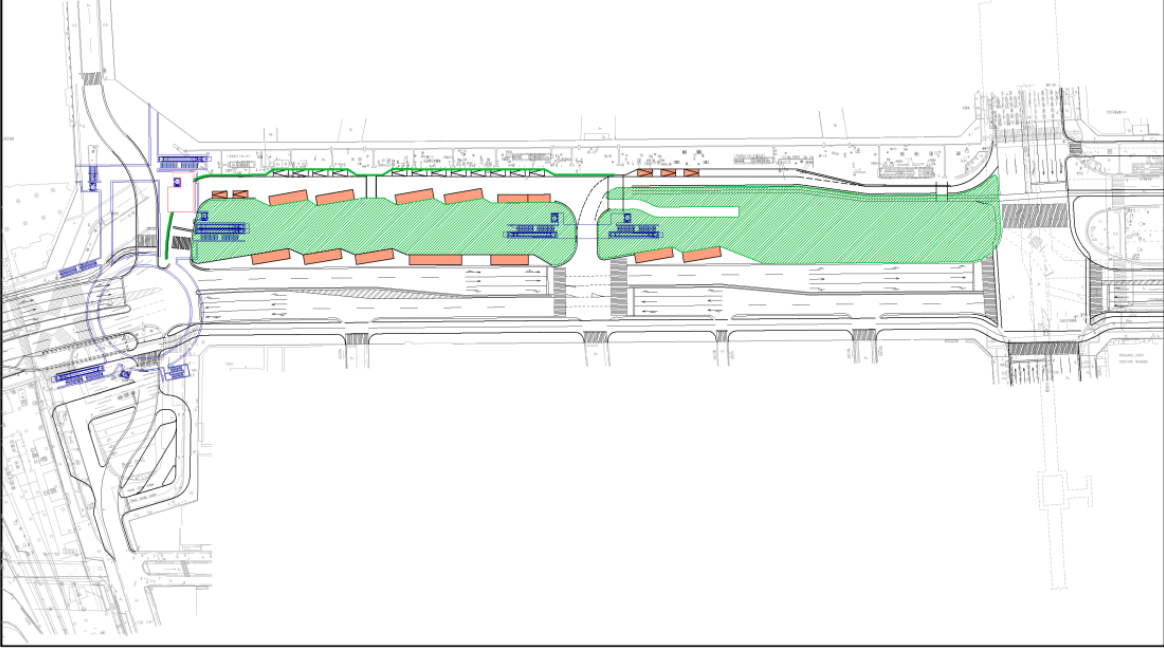
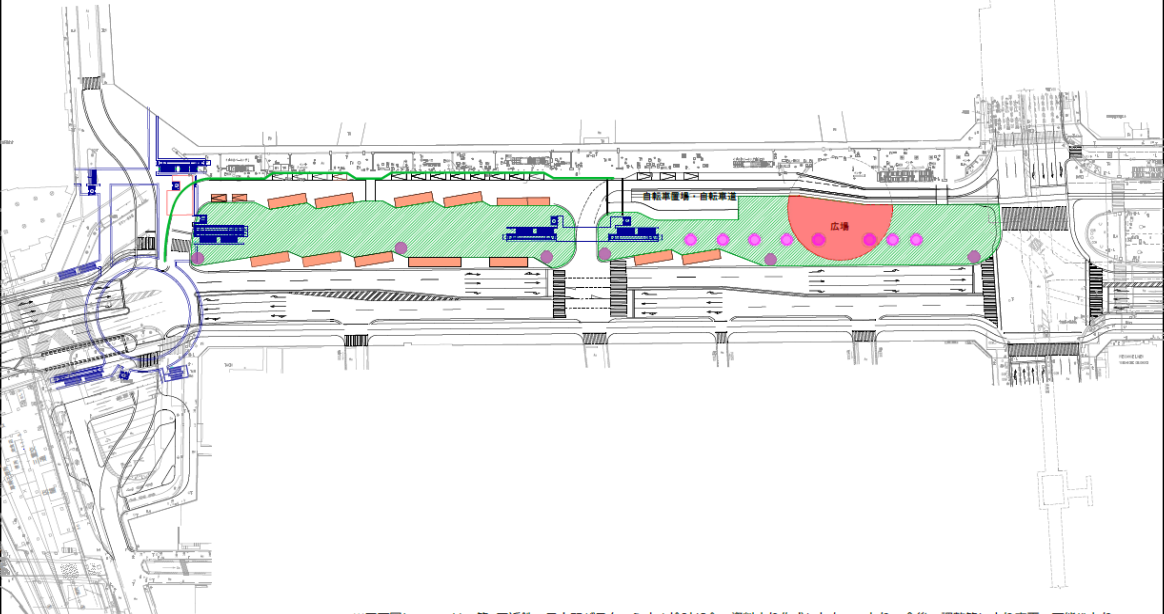
工事		区分	行政	運営事業者		備考
			A工事 （行政負担で行政が施工する工事）	B工事 （運営事業者の負担で行政が行う工事） 運営事業者の要望により変更する工事で、建物全体の法的要件やシステムに影響を与える工事	C工事 （運営事業者の負担で運営事業者が行う工事）	
建築工事	外壁・外部建具	全工事		外壁：変更不可 外部建具：A工事からの変更追加工事	なし	
	床	コンクリート直押え		なし	A工事以降の全工事	
	外壁周り壁	吹付材あらわしまたは構造躯体あらわし		なし	A工事以降の全工事	
	外壁周り柱					
	区画内柱					
	施設の間仕切壁	LGS+石膏ボード素地		C工事に伴う変更追加工事（手摺、モニター等の設置に伴いう下地補強等を想定）	A工事以降の全工事	
	天井	構造躯体あらわし		なし	A工事以降の全工事	
	防煙垂壁	施設基準に基づく設置工事		C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	防火戸	施設基準に基づく設置工事		C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	点検口	管理上必要分を設置		なし	A工事以降の全工事	
	内壁造作	なし		C工事に伴う変更追加工事（特にファサードで下地補強などを想定）	全工事（ファサード造作含む）	
	サイン（店舗名等）	なし		C工事に伴う変更追加工事（サイン下地、サイン照明などを想定）	A・B工事以降の全工事	
	案内サイン	施設計画に基づき設置（本体部分のみ）		なし	表示板及びデザイン作成 A工事以降の全工事	

訂正後

工事区分表（利便機能）

工事		区分	国		運営事業者	備考
			A工事 （国の負担で国が施工する工事）	B工事 （国の負担で国が施工する工事） 事業者の要望により変更する工事で、建物全体の法的要件やシステムに影響を与える工事	C工事 （事業者の負担で事業者が行う工事）	
建築工事	外壁・外部建具	全工事		外壁：変更不可 外部建具：A工事からの変更追加工事	なし	
	床	コンクリート直押え		なし	A工事以降の全工事	
	外壁周り壁	吹付材あらわしまたは構造躯体あらわし		なし	A工事以降の全工事	
	外壁周り柱					
	区画内柱					
	施設の間仕切壁	なし		LGS+石膏ボード素地まで C工事に伴う変更追加工事（手摺、モニター等の設置に伴いう下地補強等を想定）	B工事以降の全工事	事業者提案により詳細は協議による。 （複数の賑わい施設事業者が入居する場合、ターミナル運営事業者がとりまとめた上で国と協議する）
	天井	構造躯体あらわし		なし	A工事以降の全工事	
	防煙垂壁	施設基準に基づく設置工事		C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	防火戸	施設基準に基づく設置工事		C工事に伴う変更追加工事	A・B工事以降の全工事	
	点検口	管理上必要分を設置		なし	A工事以降の全工事	
	内部造作	なし		C工事に伴う変更追加工事（特にファサードで下地補強などを想定）	全工事（ファサード造作含む）	
	サイン（店舗名等）	なし		C工事に伴う変更追加工事（サイン下地、サイン照明などを想定）	A・B工事以降の全工事	
	案内サイン	案内サイン本体工事及び利便機能以外の表示板		なし	削除 A工事以降の全工事	事業者提案により詳細は協議による。

No.10	拡大図					
訂正前	電気設備工事	電灯設備	施設の区画所定位置までの一次側電源工事	C工事設計に伴う変更追加工事（施設基準を超える負荷分）、屋外照明工事	所定位置以降の二次側工事	
		コンセント設備	施設の区画所定位置までの一次側電源工事	なし	所定位置以降の二次側工事	
		動力設備	施設の区画内所定位置までの一次側電源工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える負荷分）	所定位置以降の二次側工事	
		情報通信設備	施設の区画内所定位置までの一次側配線工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	
		電話設備	施設の区画内所定位置までの一次側配線工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	専用・単独回線の必要な場合は、配線・機器・NTT申し込みともC工事
		情報表示設備（デジタルサイネージ）	本体工事	なし	なし	今後、設計検討支援業務において具体的な内容を決定
		一般放送設備	カットリレー本体支給	カットリレー信号配線接続まで	B工事以降の全工事	カットリレー本体取付工事はC工事
		機械警備設備	なし	施設の区画内設置分全工事	なし	事業者指定警備会社（個別契約）
		レジシステム	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		有線放送設備	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		TV設備	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		監視カメラ設備	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		バスターミナル管制設備		なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		防犯・入退室管理施設	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
訂正後	電気設備工事	電灯設備	施設の区画所定位置までの一次側電源工事	C工事設計に伴う変更追加工事（施設基準を超える負荷分）、屋外照明工事	所定位置以降の二次側工事	
		コンセント設備	施設の区画所定位置までの一次側電源工事	なし	所定位置以降の二次側工事	
		動力設備	施設の区画内所定位置までの一次側電源工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える負荷分）	所定位置以降の二次側工事	
		情報通信設備	施設の区画内所定位置までの一次側配線工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	
		電話設備	施設の区画内所定位置までの一次側配線工事	C工事に伴う変更追加工事（施設基準を超える増強分）	所定位置以降の二次側工事	専用・単独回線の必要な場合は、配線・機器・NTT申し込みともC工事
		情報表示設備（デジタルサイネージ）	本体工事	なし	なし	今後、設計検討支援業務において具体的な内容を決定
		一般放送設備	カットリレー本体支給	カットリレー信号配線接続まで	B工事以降の全工事	カットリレー本体取付工事はC工事
		機械警備設備	なし	施設の区画内設置分全工事	なし	事業者指定警備会社（個別契約）
		レジシステム	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		有線放送設備	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		TV設備	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		監視カメラ設備	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		バスターミナル管制設備	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。
		防犯・入退室管理施設	なし	なし	全工事	事業者提案により詳細は協議による。

No.13	拡大図 訂正前 添付資料5 外構施設範囲図 外構施設には、以下の施設が含まれる（詳細は今後実施されるバスターミナル設計による）。デッキ本体は含まれない。 ・舗装（車道以外） ・交通安全施設（門柱・信号・標識等） ・交通安全施設（ボラード・横断防止策等、タクシー乗り場・商店街側の歩道との境界を含む） ・緑石 ・排水施設等 ・ストリートファニチャー（ベンチ・サイン等） ・街路樹 ・植栽（地被等） ・利活用施設（電源等） ：外構施設範囲  ※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり 訂正後 添付資料5 外構施設範囲図 外構施設には、以下の施設が含まれる。（詳細は今後実施されるバスターミナル設計による）。 ※外構施設は以下の施設を想定 ・舗装 ・交通安全施設（門柱・信号・標識等） ・交通安全施設（ボラード・横断防止柵等） ・緑石 ・ストリートファニチャー（ベンチ・サイン等） ・利活用施設（電源等） ：既存樹木 ：照明柱（市整備） ：広場 ：外構施設対象外範囲 ：外構施設対象範囲  ※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり
-------	---

No.14

拡大図

訂正前

添付資料10 情報提供施設設置個所

【情報提供施設の凡例】

- デジタル複合情報案内板 (60インチ程度)
- デジタル情報案内板 (55インチ程度、広告掲出うち1/3程度)

情報提供の内容		A											B							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	1	2	3	4	5	6	7	8
運行情報	時刻表	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	路線図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	乗り場地図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	遅延情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
観光情報	出発時刻情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	観光情報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●
	周辺情報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●
	広告情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
災害時の情報	災害情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	交通機関運行情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	避難場所への案内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	周辺防災施設情報の提供	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
施設	代替輸送の案内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり
※建物の配置等は目安であり、機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整等により変更の可能性あり
※情報提供施設の配置については、第6回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり

訂正後

添付資料10 情報提供施設設置個所

【情報提供施設の凡例】

- デジタル情報案内板 (55インチ程度、広告掲出うち1/3程度)
- デジタル複合情報案内板 (60インチ程度)
- デジタル複合情報案内板 (60インチ程度)

情報提供の内容		A										B							C
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	
運行情報	時刻表	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-
	路線図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-
	乗り場地図	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-
	遅延情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-
観光情報	出発時刻情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-
	観光情報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	-
	周辺情報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	-
	広告情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
災害時の情報	災害情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	交通機関運行情報	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	避難場所への案内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	周辺防災施設情報の提供	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
施設	代替輸送の案内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	施設の総合案内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●

※平面図については、第9回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、今後の調整等により変更の可能性あり
※建物の配置等は目安であり、機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整等により変更の可能性あり
※情報提供施設の配置については、第6回近鉄四日市駅バスターミナル検討部会の資料より作成したものであり、建物配置及び機能配置と合わせて、今後の事業者との協議・調整などにより変更の可能性あり